

令和7年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	8	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第53号～議案第61号 ・議案審議（内容説明） 議案第62号～議案第68号、報告第3号、監査委員 の意見書説明、議案第69号～議案第75号
第2日		9	火	午後1時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名）
第3日		10	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会（午前10時より）
第4日		11	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） 議案62号～議案第75号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 報告第4号以降 ・閉会

令和7年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月8日（月）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 7番 濱田憲治 議員 8番 福田秀憲 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)総務文教常任委員会
(4)産業厚生常任委員会
(5)監査委員
(6)宇城広域連合議会議員
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第53号から議案第75号及び報告第3号から報告第5号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第53号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 議案第54号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて
- 日程第8 議案第55号 専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて
- 日程第9 議案第56号 専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 議案第57号 美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第61号 美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に

		ついて
日程第15	議案第62号	令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第63号	令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第64号	令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第65号	令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	議案第66号	令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	議案第67号	令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定について
日程第21	議案第68号	令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について
日程第22	報告第3号	令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第23		監査委員の意見書説明
日程第24	議案第69号	令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）
日程第25	議案第70号	令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第26	議案第71号	令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第72号	令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第73号	令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第74号	令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第75号	令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	福田咲文君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第3回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、濱田憲治議員、8番、福田秀憲議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

8月26日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開いておりますので、その報告を申し上げます。

令和7年9月8日、美里町議会議長、上田孝様。

令和7年第3回美里町議会運営委員会報告。

8月26日、午前10時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和7年第3回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員と私、今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、福田主査出席の下、開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案（請願、陳情、意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題としました。

まず、（1）執行部提出議案について。専決処分、補正予算4件、条例関係5件、決算関係7件、補正予算7件、その他3件、合計26件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案（請願、陳情、意見書等）について。陳情書1件の受付がありましたので、受理し、皆様にお配りをしたところであります。

次に、（3）一般質問について。今回は、常任委員会代表質問とし、産業厚生常任委員会より坂田竜義議員、総務文教常任委員会より平野保弘議員から通告があり、抽選の結果、1番、坂田竜義議員、2番、平野保弘議員の順番に決定いたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、９月８日月曜日より９月１１日木曜日までの４日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集の「令和７年第３回美里町議会定例会会期予定表」のとおりであります。

議会初日、本日は、令和７年第３回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第５３号から議案第７５号及び報告第３号から報告５号）を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第６、議案第５３号「専決処分事項（令和７年度美里町一般会計補正予算（第４号））の報告及び承認を求めることについて」から日程第１４、議案第６１号「美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１５、議案第６２号「令和６年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第２１、議案第６８号「令和６年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について」までを、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

次に、日程第２２、報告第３号「令和６年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び日程第２３、監査委員の意見書説明の後、日程第２４、議案第６９号「令和７年度美里町一般会計補正予算（第６号）」から日程第３０、議案第７５号「令和７年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」までを内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

終了後は散会といたします。

議会２日目、９月９日火曜日は、午後１時から一般質問を行います。質問順については、坂田竜義議員、平野保弘議員の順番で行い、一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、９月１０日水曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、９月１１日木曜、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。その後、議案第６２号「令和６年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第７５号「令和７年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」までを再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、報告第４号「有限会社石段の郷中央の経営状況報告について」から報告第５号「株式会社美里まちづくり公社の経営状況報告について」の説明を受け、その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委

員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、8月26日火曜日に行われました美里町議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月8日から9月11日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月8日から9月11日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から6月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入っておりますので、主なものだけ報告します。

まず、6月9日、定例会の散会后、正副議長室におきまして、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会の令和6年度収支決算監査を行っております。

6月10日は、委員会室において、第6回の議会全員協議会に議員の皆様と共に出席しております。

6月23日、砥用庁舎におきまして、美里町社会福祉協議会の理事会に出席しております。

7月1日、砥用庁舎におきまして、ランタンフェスティバルの実行委員会に出席しております。

7月2日、中央庁舎の大会議室で椎葉矢部砥用線の期成会総会に出席し、その後、全員協議会、またその後に議会モニターとの意見交換会に議員の皆さんと共に出席しております。

7月10日は、球磨郡の錦町におきまして、令和7年度三期成会及び川辺川ダム建設促進協議会の幹事会に出席しております。

7月22日は、令和7年度の町村議会正副委員長研修会に委員長並びに副議長と共に出席しております。

7月29日は、宇城広域連合の臨時会に濱田議員と共に出席したところでございます。

8月4日は、議員の皆様と共に、常任委員会合同研修ということで、岡山県のほうに皆様と共に出向いております。

8月7日は、ランタンフェスティバルの実行委員会に出席しております。

8月8日は、熊本県町村議会議長会の第2回の理事会がオンラインで行われたので、正副議長室で出席したところでございます。

8月12日は、委員会室におきまして、第8回の議会全員協議会に出席しております。

8月18日は、災害の現地視察ということで、金子衆議院議員が来られましたので、そちらのほうに副議長並びに常任委員長と共に対応しております。

8月20日は、第9回の議会全員協議会に出席しております。その後、令和7年度町村議会正副議長研修会に副議長と共に出席したところでございます。

8月23日は、宇城広域連合の三角分署起工式が行われましたので、出席しております。

8月26日、第3回の議会運営委員会がございましたので、委員の皆様と共に出席したところでございます。

8月30日は、美里ベースボールクラブ招待大会がございましたので、出席しております。その後、中野国土交通大臣が豪雨災害の現地視察を行われましたので、そちらのほうに同行しております。

9月の4日、第4回のランタンフェスティバル実行委員会がございましたので、そちらのほうに出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、6月定例会後の私の諸般の報告をさせていただきます。データはパッドのほうに出ていると思います。主なものだけ報告をさせていただきます。6月10日です。令和7年第6回の全員協議会に出席をいたしております。

そして、6月23日、美里町社会福祉協議会の評議員会、その後、また美里町社会福祉協議会の理事会に、それぞれ出席をいたしております。

6月26日、九州治山林道協議会で国への要望活動ということで、今、熊本県が九州の幹事県でありますので、九州の幹事県として国へ要望活動を行っております。

6月28日、令和7年度宇城保育園連盟定期総会並びに講演会に出席をしております。

7月の1日、社会を明るくする運動の趣意書伝達式、そして午後からは、令和7年度第2回ランタンフェスティバルの実行委員会に出席をしております。

7月の2日、令和7年第7回の美里町議会の全員協議会に出席をしております。

7月の9日、令和7年度熊本県簡易水道協会の第1回の要望活動ということで、県の会長として要望活動を行っております。

7月の16日、山江村の村内にあります体育館の空調施設を視察したところでございます。

7月23日、宇城地域肉用牛振興協議会の総会に出席をしております。

7月の29日、令和7年度第1回宇城広域連合議会の臨時会に出席をしております。

7月30日、令和7年度第1回緑川改修期成会の要望活動、東京のほうで上京いたしまして要望活動を行っております。

8月の6日、宇城・上益城地域統一畜産共進会の実行委員会の総会に出席をしております。

8月の7日、令和7年度第3回ランタンフェスティバルの実行委員会に出席し、午後からは、令和7年度全国過疎地域連盟熊本県支部の総会ということで、支部長として出席をいたしております。

8月の8日、部落解放第37回熊本県の研究集会、第1回の実行委員会、今年は宇城地域で開催されますので、その実行委員会に出席をいたしております。

8月の9日、第52回宇城地区人権教育研究大会に出席をいたしております。

8月の11日、8月豪雨災害に伴う第1回の災害対策本部会議を開催しております。その後、先週まで22回開催をいたしております。

8月の15日、令和7年（第54回）熊本県戦没者追悼式に出席をいたしております。

8月の18日、金子衆議院議員の豪雨災害の現地視察に同行いたしております。また、午後からは、治山林道協会の第1回の理事会に県の会長として出席をいたしております。

8月の19日、木村知事が美里町の豪雨災害を視察されましたので、その視察に同行いたしております。

8月の20日、令和7年第9回の議会全員協議会に出席をいたしております。

8月の26日、令和7年第3回議会運営委員会に冒頭出席をさせていただいて、ご挨拶をさせていただいた後に退席をさせていただきまして、木村知事と豪雨災害に係る緊急要望に関するオンラインの意見交換会に出席をいたしております。

8月の27日、令和7年度、これは令和6年度分の決算審査の意見書提出を受けております。

8月の30日、中野国土交通大臣豪雨災害の現地視察に同行をいたしております。

9月の3日、熊本県治山林道協会の通常総会に出席し、9月の4日、令和7年度第4回ランタンフェスティバルの実行委員会に出席をしております。

以上、主なものをご報告させていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。令和7年総務文教及び産業厚生常任委員会の合同研修の報告をいたしたいと思っております。

7年8月4日月曜日から6日水曜日まで、岡山県美咲町と真庭市を訪れております。

参加者は、総務文教常任委員会5名、産業厚生委員会5名でございます。執行部から、吉村農業政策係長と福田議会事務局主査が来ていただいております。

視察場所としまして、岡山県久米郡美咲町、この中の大坪和西棚田、多世代交流拠点、義務教育学校美咲町立柵原学園であります。そして、真庭市の吉縁起村を視察しております。

岡山県美咲町について簡単に述べます。

2005年、平成17年に3町、中央町、旭町、柵原町が合併し、誕生した町でございます。岡山県のほぼ中央部に位置している町で、町の総面積は232.17キロ平方メートル、その6割を山林が占め、東西に50キロにも及ぶ面積であります。

つなぐ柵田遺産、日本の柵田百選にも選ばれている地区があり、卵かけご飯発祥の地としてまちおこしをされている町であります。

人口は、合併当初1万6,500人でありましたが、2020年の国勢調査の結果では1万3,053人となり、岡山県内で一番減少率が最も高い自治体であるということでした。

2024年度の当初予算として、139億600万円でございます。

町の公共施設の考え方として、複数の施設を統合し、充実させる、町の在り方を人の在り方にどうやって合わせるか、単に風呂敷を畳むだけでは単なる収縮、シュリンクであり、住民の生活を守る、必要なものは残す、さらに充実をさせる、収縮プラス賢く、イコール賢く収縮するスマートシュリンクを実施されております。

公有財産マネジメント公共施設の維持管理については、公共施設の床面積が109.009平方メートルあり、平成28年公共施設等総合管理計画策定時においては、町民の1人当たり7.19平方メートルであり、全国平均が3.42平方メートルの2倍以上となっていると説明がありました。

公共施設の維持管理については、今後40年間の更新費用、年平均11.3億円が必要との試算で、年平均の差額5.2億円の縮小が必要であるとされております。施設の再編・統合をやらざるを得ない状況であるということでした。

公共施設の基本的な考え方として、新築は、機能・サービスの集約と複合化、新築は、シンプル・簡素、コンパクト・縮小、フレキシブル・柔軟、ローライフサイクルコスト・生涯費用の縮減を目指されております。

旧施設・建物は、町の直営、委託、指定管理は運営しないということをされております。旧施設・建物は、処分、売却、解体するということに持って行っておられます。

ここからは、総務文教常任委員会が所管するところの報告をいたします。

まず、旭地域多世代交流拠点施設、旭義務教育学校が開設され、旭小学校が閉校となり、残された校舎を活用され、施設には旭総合支所、西川診療所、図書館、保健センター、町民センター、岸田吟香祈念館、子ども第三の居場所、コワーキングスペース、体育館を多目的スペースとして構成されている施設であります。

旭地域に選定した理由では、旧旭町の地域は、人口減少が町内でも著しく、こどもの数も激減していること、起伏の多い中山間地で民家も点在しており、こどもたちは帰宅すると1人で過ごすことになり、放課後に他者との関わりを持つ機会が少ない、公共施設の再編で旭児童館が旭多世代交流拠点に移設予定であったためでもあります。

地域で青少年健全育成活動に取り組んでおられるNPO法人が、地域の実情や課題を把握していたこと、こどもや保護者、地域との良好な関係構築ができていたことで、地域資源を活用した運営が可能であったためであるということでした。

視察の感想としまして、こどもの笑顔はみんなの幸せ、みんなで支え合って協力する町、こどもを真ん中においている子育ての町だと感じたところです。

3町が合併したことにより、多くの公共施設があり、維持管理費等を考え、賢く収縮するまちづくりに取り組まれており、視察時には多くの箇所で見受けられました。

1つの施設に役場の支所をはじめ、多世代が集える拠点をつくり、その中に診療所も併設されており、こどもから高齢者まで多世代が利用する施設だと感じたところです。

体育館には、空調設備も設置されており、万が一の避難所としての利用にも十分な環境であったと思ったところです。

次に、義務教育学校美咲町立柵原学園を視察しております。

ふるさと柵原を愛し、心豊かにたくましく主体的に学ぶことの育成を掲げられて

おります。

校訓として、挑戦・協働・創造であります。

特徴を生かした学年段階の区割りとして、4・3・2年生の体制を組まれております。1年生から4年生までを基礎・基本の習得期、前期ステージ、学級担任制であります。5年生から7年生までを学びの活用・充実期、中期ステージ、一部教科担任制をされております。8年生から9年生を進路実現期、後期ステージ、教科担任制とされております。

特色であるキャリア教育、柵原ドリーム学を中心に、地域の魅力を発信し、課題解決を探ることで将来にわたって地域に貢献する人材の育成を目指されております。

施設の特徴としましては、校舎の中に給食調理場を設けられており、体育館等には、1階に体育館アリーナと接続する形で町の防災倉庫及び児童館を併設されております。2階には野外プールがあり、避難所開設時にはそのプールの水を簡易トイレに利用する仕組みでもあるということでした。そのプールの下には、駐輪場とスクールバスの発着場を設けられておりました。

視察した感想としまして、柵原地域義務教育学校開校準備委員会設置要綱を令和2年6月に設置され、令和6年4月に開校となり、同年5月、開校式典を実施されております。その前に、合併協議事項もありましたので、開校まで約7年間が必要になったことだと思います。

合併前の旧柵原町の2小学校と1中学校の統合であるため、地域的には統合するのには問題がなかったのではないかと思ったところです。

体育館に接続する形で町の防災倉庫もあり、避難所の備品もスムーズにアリーナへ運べ、避難所の開設もできる環境であったと思いました。

また、児童館も併設されており、保護者は安心して朝から学校に預け、放課後も児童館で過ごす形になるので、ベストな教育環境の整備であったと感じたところです。

以上で、報告を終わりますが、システム内の美里町議会議員の各種研修会の中に、視察研修時の写真を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教委員会報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会に報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○6番（坂田竜義君） ただいま総務常任委員会委員長から報告がございましたが、多少かぶるところがございますけれども、できるだけ重ならないように報告をいたします。

私のほうでは、先ほど総務文教常任委員長の町の歴史とか、いろいろ報告がございました。一つ、役場本庁舎の中の組織の構成で幾つかの特徴のある課がございましたので、付け加えて報告をしておきたいと思いますが。

特徴的なのは、地域みらい課とか、くらし安全課、うちで言う美しい里創生課に当たるものがみさき共創課、共に創るみさき共創課、それからうちのこども応援課に当たるものがこども笑顔課、それから福祉課が福祉しあわせ課、それから各地区、3町が合併していますので、各地区に地域振興課を置いていると、こういう特徴がございました。

まず、私の関連でいきますと、先ほどありますように、3町が合併しております、旭地区の大坪和、非常に字が、地名の読み方が難しいんですが、大きな字と土へんに合併の併の右側と平和の和ですね。これを大坪和西、西は当然西ですが、大坪和西地区の棚田ということで見に行きました。

町の全体の耕地面積は1,900ヘクタールありますが、ここの地区の棚田については耕作面積が92ヘクタールということで、棚田保存地区連絡協議会という組織を11人で組織しておられます。そして、この組織で棚田公園の草刈り、耕作放棄地に景観作物を栽培する、あるいはオーナーを募集する、それから棚田のサポーター制度を地域おこし協力隊との協働イベントとして取り組んでいると。

それから、棚田きんちゃいまつりというのは、いらっしゃいという意味だと思いますが、祭りを開催して、出店、田植体験、棚田ウォーキングなどの取り組みをしておられます。

それから、いいなと思ったのは、棚田粥、棚田でできましたお米をお粥にしてレトルトで真空パックしてあるのをお土産で売ってありました。それが非常に好評ということで、町の特産品として棚田粥ということで販売しているということでございまして、人口減少、高齢化の中で踏ん張っているなという感じがいたしました。

本町も、県内17のつなぐ棚田遺産ということで、17のうち4地区が本町にございますけども、そういうことで大変参考になったところでございます。

2点目は、先ほど報告がありましたように、旭地域多世代交流拠点ということで、廃校の跡地を利用した多世代交流拠点を見に行きました。

賢く縮むと、スマートシュリンク、これ、私が地方創生の基本構想のときに一回質問したこともございましたけども、その理念を基にして複数の施設を統合して充実させる目的で拠点をつくってございます。

それから、廃校を複合施設として再活用して、総合支所、診療所、図書館、保健センター、町民センター、岸田吟香記念館、子ども第三の居場所、これをB&G財団が補助金を出しているということで、非常にいい補助金があるようでございます。

こども笑顔課より詳しく説明がございました。

その後は、コワーキングスペース、体育館。体育館は指定管理です。それから、子ども第三の居場所、実際これもNPO法人に指定管理をしてございましたけれども、非常にうまく回っているなというふうに思いました。

3点目は、柵原学園につきましては、先ほど報告がございました。旭地区にも旭学園と義務教育学校ができておまして、次いで2校目が柵原学園ということでございます。挑戦・協働・創造の校訓の下、極めて熱心な校長から心の籠もった説明を受けまして、柵原ドリーム学なる特色ある教育方針で充実した運営をされているなというふうに感じました。

4つ目は、吉縁起村ということで、これは真庭市、美咲町の隣の真庭市の吉地区というところがございます、吉縁起村というのは、NPO法人吉縁起村協議会ということで運営をされております。縁起村、構成は、縁起村と中山間地の組合、デマンド交通の組織、それから猟友会、この4つが協働で縁起村協議会というものを構成されてあります。

それから、吉地区というのは、50戸の人口100人ぐらいの小さな集落でございますけれども、よくそういう取り組みができるなということで非常に感心をいたしました。

新聞もずっと定期的に新聞が発行されておりますし、とにかく縁起のいい地名が幾つもあると、相愛とか、非常に縁起のよい地名をうまく活用して地域づくりをされているということが印象に残りました。

それから、ハートの木とか、いろいろ地域の特色ある材料を使って地域おこしをされていると、このように感じております。

そういう縁起のいい地名等を生かした地域づくり、22年には農村RMOの指定も受けまして、中山間地交付金も使って、紅はるかの干し芋、インディカ米の生産・販売、それから無人ストア、これはあるコンビニと提携いたしまして、無人ストアを幾つも運営されております。例えば窃盗とかありませんかと聞いてみましたが、全くないと、盗まれたことは一度もありませんということでございました。そういうことで、無人のストアというのも非常に地域でユニークな取り組みをされておまして、参考になったところでございます。

また、RMOが数千万単位の補助金が来るということで、中山間地のお金と有効に活用されまして、RMOの手本のような取り組みをされておるなということで感じたところでございます。

感想としましては、賢く収縮すると、スマートシュリンクということで、議会質問もしたことがございますが、公共施設の管理についても非常につくるよりも壊す

と、こういう精神で取り組んでおられます。本町のマネジメント計画でも、40年で3割ですか、削減するという計画が出ておりますが、とにかく要らないものは壊すか売却するか、そういった方針で徹底してやらないと、なかなかこれは計画が進まないじゃないかなというふうに思います。

それから、義務教育学校の設立、棚田の維持・保全、農村RMO、こういう点について大変参考になったところがございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会報告を終わります。

次に、監査委員に例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） おはようございます。監査委員、高田でございます。

報告の前に、8月の豪雨によって被害を受けられました多くの皆様にお見舞いを心から申し上げたいと思います。たくさんの方の支援の輪が広がって、一日も早く復旧・復興がなされることを願っております。

それでは、報告に戻ります。

トップページの③-5、例月現金出納検査（6月～8月）をご覧ください。

美里監第12号の公文でございます。

美里監第12号

令和7年6月26日

美里町議会議長 上田孝様

美里町監査委員 大西茂

美里町監査委員 高田美千子

地方自治法第235条の2第1項により、令和7年5月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象 会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

検査の時期 令和7年6月25日水曜日。

検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、例月現金出納検査調書となっております。3、4ページが令和6・7年度5月分の出納計算書、5ページが基金積立金調書、6ページが基金積立金金融機関別明細書となっており、詳細が記載されております。細かな数字につきましては述べませんので、それぞれのご確認をお願いいたします。

7ページは、美里監第14号の公文でございます。

令和7年7月25日金曜日に行いました令和7年6月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書について述べてあります。

8ページからは調書となっております、ページを繰っていただきますと出納計算書、基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書の詳細が記載してあります。それぞれご確認いただきたいと思えます。

12ページは、美里監第20号の公文でございます。

令和7年8月25日金曜日に行いました令和7年7月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書と調書類がページを追って記載してあります。詳細な数字につきましては、それぞれご確認をいただきたいと思えます。

以上、大西茂監査委員と共に6月定例会以降実施いたしました例月現金出納検査について報告をいたしました。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものとして認めるところでございます。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和7年第1回宇城広域連合議会臨時会が令和7年7月29日火曜日、午後4時より開会をされております。

参加者は、末松連合長、元松・上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会議員から広域議員3名、美里町より上田議長と、私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席の下、開会がされております。

議題としまして、議案第8号、宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全員賛成で可決をされております。

次に、議案第9号、宇城広域連合財産の取得とし、財産の名称、南消防署高規格緊急自動車305号車、契約の方法、条件付一般競争入札、2者からであります。契約金額2,881万7,590円（税込み）であります。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第10号、工事請負契約の締結について、工事の名称、宇城広域連合南消防署三角分署新築工事、契約の方法、条件付一般競争入札、3者であります。契約金額、4億250万2,100円（税込み）でございます。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第11号、令和7年度宇城広域連合一般会計予算（第1号）、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,585万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億7,738万円とするものであります。主なものは、民生費の社会福祉費、高齢者福祉費、通信運搬費、システム改修、クラウド利用料と美里分署移転改築整備事業費の委託料の増額分でございます。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、報告第1号、令和6年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がっております。

以上で、令和7年6月以降の宇城広域連合の報告といたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第53号から議案第75号及び報告3号から報告5号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、システムの資料、①表紙・会期・議事予定表の3ページ目をご覧ください。読み上げます。

議案第53号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについて

議案第54号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

議案第55号 専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

議案第56号 専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

議案第57号 美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

- 議案第 6 2 号 令和 6 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 3 号 令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 4 号 令和 6 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 5 号 令和 6 年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 6 号 令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 7 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計決算の認定について
- 議案第 6 8 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について
- 報告第 3 号 令和 6 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第 6 9 号 令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 7 0 号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 1 号 令和 7 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 2 号 令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 3 号 令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項 4 件、条例 5 件、決算認定 7 件、補正予算 7 件、その他 3 件の合計 26 件でございます。

初めに、議案第 5 3 号、専決処分事項（令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 4 号））でございますが、6 月 9 日から 16 日にかけて降った大雨に伴う災害対応

事業に係る経費といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億9,019万8,000円とすることにつきまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第54号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））でございますが、8月6日から12日にかけて降った豪雨の災害対応事業に係る経費といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億5,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億4,679万8,000円とすることにつきまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第55号、専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））及び議案第56号、専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることにつきましては、8月6日から12日にかけて降った豪雨により被害を受けた施設の修繕及び機械借り上げ等に係る経費につきまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第57号、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町振興計画基本計画及び美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、両計画を同一の審議会で審議するため、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第58号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第59号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法令の規定に基づき、戸籍事項証明を無料とすることに伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第60号、美里町財産の交換、譲与、無料貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、戦後処理に伴い、町内会等から市町村へ帰属、譲渡または無償貸付けすべき土地について、その管理や使用に関する既存条例の一部を見直し、現状に即した規定へ改めるものでございます。

次に、議案第61号、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律等の一部改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第62号、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第66号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定までにつきましては、地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

次に、議案第67号、令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定及び議案第68号、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、報告第3号、令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

次に、議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）につきましては、主に4月以降に実施しました人事異動に伴います人件費の補正のほか、歳入におきましては、令和6年度からの繰越金や普通交付税の確定に伴いまして増額補正をいたしております。

また、歳出におきましては、地方自治法の規定による令和6年度決算剰余金の基金積立てや6月9日からの豪雨災害に伴います道路・河川等の公共土木施設災害復旧事業などの経費に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億3,839万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第70号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）までにつきましては、前年度決算に伴う繰越金の受入れや、歳出においては、人事異動に伴う人件費や予備費などに必要額を補正いたしております。

次に、報告第4号、有限会社石段の郷中央の経営状況報告及び報告第5号、株式会社美里まちづくり公社の経営状況報告につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----
○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----
日程第6 議案第53号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第53号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第53号につきましてご説明を申し上げます。システム内の⑤議案第53号をお開き願います。

議案第53号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるが、6月9日から大雨により被害を受けた町道及び農道等の応急復旧費用及び測量設計業務について所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第3号の専決処分書でございます。令和7年6月14日付で専決処分を行っております。

それでは、次のページの専決第3号、令和7年度美里町一般会計補正予算書（第4号）の1ページをご覧ください。

専決第3号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号）、令和7年度美里町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,019万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月14日専決 美里町長 上田泰弘

予算書の3ページをお開き願います。

第2表、地方債補正の追加でございます。起債の目的及び限度額につきましては、農地農林施設等単独災害復旧事業の100万円を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

予算書の5ページをお開き願います。

今回の補正予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、2の歳入でございます。

1 枠目の款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして、1,810万円を計上いたしております。

次に、2 枠目の款の21町債、項の1町債、目の9災害復旧債の農地農林施設等単独災害復旧事業債100万円につきましては、令和7年6月豪雨で被害を受けた農道や用水路等の崩土除去作業の費用に充てる町債でございます。

次のページをお開き願います。

3の歳出でございます。

款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の災害応急対応等手数料210万円につきましては、6月9日から11日にかけて降った大雨により被害を受けました農道及び用水路等の崩土除去作業に係る手数料でございます。

次に、2 枠目の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費につきましても、6月9日から16日にかけて降った大雨により被害を受けた町道10件、河川7件などの災害復旧測量設計業務委託料としまして1,700万円を計上いたしております。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第53号から議案第61号の採決については起立により行います。

議案第53号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第53号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第4号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第7 議案第54号 専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第54号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第54号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑥議案第54号をお開き願います。

議案第54号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるが、8月9日から8月11日にかけての豪雨により被害を受けた町道、林道、農用地等の応急復旧費用及び測量設計費用、被災者支援のための経費について所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法

第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第4号の専決処分書でございます。令和7年8月11日付で専決処分を行っております。

それでは、次のページの専決第4号、令和7年度美里町一般会計補正予算書（第5号）の1ページをご覧ください。

専決第4号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号）、令和7年度美里町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億5,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,679万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月11日専決 美里町長 上田泰弘

予算書の4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正の追加でございます。起債の目的及び限度額につきましては、公共土木施設等単独災害復旧事業1億680万円から、4行目の現年度発生公共土木施設等補助災害復旧事業2億4,480万円までの4事業、限度額合計4億2,330万円を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

予算書の5ページをお開き願います。

町債補正の変更でございます。

起債の目的の農地農林施設等単独災害復旧事業100万円を9,213万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

予算書の7ページをお開き願います。

今回の補正予算は、8月9日から11日未明にかけて降った大雨に伴う災害復旧経費につきまして所要の補正を行っております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し

上げます。

まず、2の歳入でございます。

1 枠目の款の14 国庫支出金、項の2 国庫補助金、目の1 総務費国庫補助金の堆積土砂排除事業（豪雨災害）5,000万円につきましては、今回の豪雨災害で宅地などに堆積した土砂の撤去に係る経費に対する補助金でございます。

その下の目の3 衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金（豪雨災害）1,973万9,000円につきましては、災害廃棄物の運搬及び処分に係る経費に対する補助金でございます。

次に、2 枠目の款の18 繰入金、項の1 基金繰入金、目の1 基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして4億7,243万1,000円を計上いたしております。

次に、3 枠目の款の21 町債、項の1 町債、目の9 災害復旧債の節の1 単独災害復旧事業債、公共土木施設等単独災害復旧事業債1億680万円につきましては、今回の豪雨災害で被害を受けた町道等の崩土除去に係る経費に充てる町債でございます。

次に、その下の農地農林施設等単独災害復旧事業債9,113万円につきましては、今回の豪雨で被害を受けた農道や林道、用水路等の崩土除去に係る経費に充てる町債でございます。

次に、その下の節の3 現年発生補助災害復旧事業債の現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業債2億4,480万円につきましては、こちらも今回の豪雨災害で被害を受けた町道等の公共土木施設災害に係る災害復旧測量設計業務委託料に充てる町債でございます。

また、その下の現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業債6,300万円につきましても、豪雨で被害を受けた林道等の災害復旧測量設計業務委託料に充てる町債でございます。

次のページをお開き願います。

3の歳出でございます。

初めに、款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費の節の18 負担金、補助及び交付金の災害派遣職員給与等負担金（豪雨災害）786万1,000円につきましては、今回の豪雨災害に伴う応援職員としまして、稲沢市、女川町から来ていただく職員の給与等を負担するものでございます。

次に、目の5 財産管理費の節の10 需用費の中央庁舎ポンプ修繕（豪雨災害）500万円につきましては、中央庁舎南側に建設を予定しております仮設住宅の整備に伴い、現在故障している中央庁舎の圧送ポンプを修繕するものでございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費の節の3職員手当等の時間外勤務手当（豪雨災害）500万円につきましては、家屋被害認定調査等に係る職員の時間外勤務手当でございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の枠の款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費の節の12委託料の災害廃棄物仮置場委託料（豪雨災害）2,797万5,000円と、その下の災害廃棄物処理委託料（豪雨災害）687万7,000円につきましては、水害により発生した災害ごみの処分及び運搬に係る委託料でございます。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の節の14工事請負費のガーデンプレイス災害復旧工事（豪雨災害）500万円につきましては、大雨により被害を受けた敷地内の法面の復旧工事を行うものでございます。

次に、3つ目の枠の款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の3職員手当等の1行目、防災対応等時間外勤務手当（豪雨災害）1,087万6,000円につきましては、発災時から避難所対応等に係る職員の時間外勤務手当でございます。

次に、節の11役務費の宅地等堆積土砂撤去手数料（豪雨災害）1億3,090万円と、次の段の節の18負担金、補助及び交付金の宅地等堆積土砂撤去補助金（豪雨災害）1,122万円につきましては、敷地や宅内に流入した堆積土砂の撤去に要する手数料及び補助金でございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の節の11役務費の災害応急対応等手数料6,015万円につきましては、農道や水路等に堆積した土砂等の撤去に要する手数料でございます。

次に、節の12委託料の農用地等災害復旧調査・測量設計委託料1億3,000万円につきましては、農地・農業用施設の災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

次に、目の2林業施設災害復旧費の節の11役務費の林道災害復旧処理手数料8,000万円につきましては、林道等に堆積した土砂等の撤去に要する手数料でございます。

次に、節の12委託料の林道施設災害復旧測量設計委託料7,000万円につきましては、林道等の災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の款の 1 0 災害復旧費、項の 2 公共土木施設災害復旧費、目の 1 町単独災害復旧費の節の 1 1 役務費の災害応急対応等手数料 1 億円につきましては、町道等に堆積した土砂等の撤去に要する手数料でございます。

次に、目の 2 国庫負担災害復旧費の節の 1 2 委託料の測量設計委託料 3 億 4, 0 0 0 万円につきましては、町道・河川等の災害調査及び復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

次に、2 枠目の款の 1 0 災害復旧費、項の 3 文教施設災害復旧費、目の 1 公立学校施設災害復旧費の節の 1 2 委託料の学校施設災害復旧工事測量設計業務委託料 5 0 0 万円につきましては、今回の豪雨で被害を受けた励徳小学校の災害復旧に伴う測量設計業務委託料でございます。

以上で、議案第 5 4 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、濱田議員。

○7 番（濱田憲治君） それでは、第 5 4 号についてお尋ねしたいと思います。

ページ数では 1 2 ページの坂村総務課長が農用地等災害復旧費、役務費の 6, 0 1 5 万円を説明いただきましたけども、多くの田畑で災害を受けられております。土砂の排除に、その手数料ということでございましたけども、まだ申請をされていない方々とかおられると思いますが、その期間について、ここではどのような扱いになっているのか、そのところをご説明いただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの部分につきましては、農地災害の件の申請と思っておりますけれども、一応 8 月末で一回は切っておりますけれども、なかなか申請が間に合っていないところもございますので、そちらにつきましては随時受付のほうは行っていきたいというふうに思っております。

また、6, 0 1 5 万円につきましては、農道、それから用水路の崩土除去分という形で計上させていただいております。

一応概算金という形になっておりますけれども、1 か所当たりを 2 1 万円といたしまして 1 0 か所分ということで初めは上げていたんですけれども、今回の豪雨災害によりまして、その箇所数を 1 0 0 か所という形で計上いたしまして予算のほうを組ませていただいているところでございます。

それから、業者に頼まれる分、それから地区で担当していただく分という形に分けさせていただきまして、業者分につきましては 1 0 0 か所、それから地区分につ

きましては150か所という形で、なかなか業者の皆様におかれましても農地等にそこまでご尽力いただけるという余裕といえますか、災害が大きかったものですから、その部分を緩和して地区でも対応できるような手数料という形で組み合わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 内容、分かりました。大きな災害の後ということで、本当に農業政策課も大変だと思いますけども、どうぞ対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田です。

今提案中の補正予算の11ページですか、くすのき平団地の崩土の除去に69万9,000円で、その後、測量設計委託料で370万と出てますよね。これはどういふ見積りになるんですか。

私も現場に行つて、ただ土砂を取り除くだけで69万9,000円つて分かるけど、測量設計委託料370万つて、別にそのようなお金が要るんでしょうか。

12ページ。11、12。8ページ。くすのき平団地の崩土除去というのがあるでしょう。上には11、12と出とつたばつてん。企画費ですよ。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ご指摘のくすのき平団地の土砂撤去手数料69万9,000円、それから災害復旧工事設計業務委託370万というところでございます。

崩土の除去の工事ということで、ちょっと詳細はまだ十分把握できてないというところでございます、あくまで概算で積んでおりますので、こういった金額になっております。詳細はまた詰めてまいりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） くすのき平の団地の崩土除去、これは本当に落ちてきて通路に落ちてるところ部分、それだけをちょっと取りあえず除去させていただいたということでございます。

それから、復旧工事は、今度はくすのき平の落ちたところ全てを復旧するための測量設計になりますので、若干やっぱり金額的には上がってくるということござ

います。

ただ、災害ですので、詳細に詰めていって幾らという形ではなくて、大体概算でもうこれぐらいという形で積ませていただいているというような状況でございます。

○6番（坂田竜義君） いつもびっくりしますけども、ほかのところもいっぱい出とるですね、災害復旧、測量設計の。ものすごいお金がかかるとるですね。ちょっとびっくりしますが。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回、非常に大きな災害でありまして、公共土木でも大体査定を受けるのが500件弱、箇所数にして1,000件、それから農用地に関しましては、明日、これ、また一般質問でお話ししますが、5,000件超のところ出ています。

今のところ、農業土木、それから公共土木合わせて200億ぐらいの被害総額という形で枠を取らせていただいております。できるだけ、少し多めに枠を取ってなければ、後から見つかったやつとかが、今度入れることができませんので、少し多めに枠を取らせていただいているというような状況であります。それだけかなりの被害額となっている状況です。

○6番（坂田竜義君） はい、分かりました。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番、今田委員。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案に対しまして質問いたしますが、12ページ、先ほど説明をいただきました農用地災害復旧費の節の11の役務費の中の災害応急対応等手数料のところの説明で、農道と用水路というふうな説明がございましたけども、農地に対して土砂流入がかなりあります。

当然これは農災のほうで対応するというふうになっていこうかと思いますが、ただ、小規模なところあたりは、もう早く自分で土砂を撤去したいというふうな方もおいでと思いますが、そういうときも何か補助といいますか、手当というのは考えておられないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 小災害に関しましては、なかなか金額が例えば40万円以上じゃないと補助に乗らないとかということもあります。

ただ、今回、非常に多い、かなりの件数でそういった40万円以下の崩れあたりも出ておりますので、町で新たな制度設計をやるのか、そういったところも今考えながら、検討しながらやっていっているところでございます。

やっぱり町からの、一財からの出し分もどんどんどん増えてくるような状況

でもありますので、いろんな国の制度とかに合致しないかとか、県とかにも新たな制度設計ができないかとか、そういったのも今やりながら、町の新たな制度ができないかということも同時並行で進めているというような状況でありますので、今、議員がおっしゃいましたような小さな小規模な災害に対しても、何らかの手だてができないかということで、今鋭意検討をさせていただいている状況でございます。

災害ですので、起きて、それに合致した手だてが全てあるわけじゃなくて、やっぱりその都度、その都度、いろんなことを要望したり、いろいろ考えながら対応していきますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 農災にかければ、やっぱり即ということじゃなくてから、何年間というふうな期間がかかるわけですので、小規模なところはもう自分で出していっちょけというふうなことであれば、ぜひそういうところも考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第54号、専決処分事項（令和7年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第8 議案第55号 専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第55号、専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

システム⑦議案第55号をご覧ください。

議案第55号、専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるが、8月9日から8月11日にかけての豪雨により、被害を受けた浄化槽の応急復旧費用に係る委託費及び工事請負費について所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決第5号の専決処分書でございます。令和7年8月11日に専決処分を行っております。

次のページをご覧ください。

令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算書（第1号）でございます。

次のページをご覧ください。

専決第5号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）

総則、第1条、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の委託費416万円、修繕料475万円及び賃借料60万円の財源に充てるため、災害復旧事業債950万円を借り入れる。

収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額2億102万円、補正予定額951万円、計2億1,053万円となり、内訳の営業費用につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,284万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額170万円、当年度分損益勘定留保資金3,114万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

科目、第1款資本的収入、既決予定額5,003万9,000円、補正予定額1,760万円、計6,763万9,000円となり、内訳の企業債、国庫補助金につきましては記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

科目、第1款資本的支出、既決予定額8,288万5,000円、補正予定額1,760万円、計1億48万5,000円となり、内訳の建設改良費は記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

企業債、第4条、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

起債の目的、現年発生公営企業災害復旧事業（生活排水）を追加し、限度額2,490万円としており、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

令和7年8月11日専決 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書にて主なものを説明させていただきます。

システムの8ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

浄化槽事業費用の営業費用の浄化槽費の中の委託料、浄化槽清掃管理委託料416万円につきましては、8月豪雨災害で浄化槽内に流れ込んだ土砂を撤去する作業を委託する費用でございます。

次に、修繕料475万円につきましては、8月豪雨災害で被災した合併浄化槽の本体及び放流管・流入管等の修繕費でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、資本的収入に企業債、災害復旧事業債1,540万

円を見込んでおります。

次に、支出でございます。

資本的支出、建設改良費、浄化槽整備事業費、工事請負費に浄化槽設置工事費1,760万円を計上しております。これは、8月豪雨災害で被災し、修繕が不可能な合併浄化槽を更新整備する費用として計上しております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号、専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第55号、専決処分事項（令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどいたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第56号 専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第56号、専決処分事項（令和7年度美里町

簡易水道事業会計補正予算（第1号）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） それでは、議案第56号につきましてご説明を申し上げます。システム⑧議案第56号をご覧ください。

議案第56号、専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるが、8月9日から8月11日にかけての豪雨により、被害を受けた水道施設の応急復旧費用及び修繕料について所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決第6号の専決処分書でございます。令和7年8月11日に専決処分を行っております。

次のページをご覧ください。

令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）でございます。

次のページをご覧ください。

専決第6号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

総則、第1条、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の賃借料30万円及び修繕料3,000万円の財源に充てるため、災害復旧事業債3,030万円を借り入れる。

収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額2億6,591万3,000円、補正予定額3,105万円、計2億9,696万3,000円となり、内訳の営業費用につき

ましては記載のとおりでございます。

企業債、第3条、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

起債の目的、現年度発生公営企業災害復旧事業（水道）を追加し、限度額3,030万円としており、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額5,342万8,000円、補正予定額67万円、計5,409万8,000円。

令和7年8月11日専決 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書にて主なものを説明させていただきます。

システムの8ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

水道事業費用の営業費用の総係費、賃借料、機械借上料30万円につきましては、8月豪雨災害で配水池等の施設に堆積した土砂を撤去する際の機械借り上げの費用でございます。

次に、修繕料3,000万円につきましては、同じく8月豪雨災害で被災した水道管及び水道施設の修繕費でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号、専決処分事項（令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛

成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第56号、専決処分事項(令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第1号))の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第10 議案第57号 美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田 孝君) 日程第10、議案第57号、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長(澤山 誠君) 議案第57号についてご説明を申し上げます。システム内の⑨議案第57号をお開きください。

議案第57号、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町振興計画基本計画及び美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、計画期間を統一させることから、両計画において関連性の高い計画となる。関連性の高い両計画を同一の審議会で審議するに当たり、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

改正内容は、新旧対照表を用いてご説明いたします。

ページを3ページお開きください。

第1条は、美里町振興計画審議会と美里町まちづくり審議会を統合するとともに、審議会の設置趣旨を明らかにする内容の改正でございます。

第2条は、まちづくり審議会を統合することに伴う審議事項の追加でございます。

第3条は、審議会委員に町の振興及びまちづくりに関係する住民を追加するものでございます。

第4条は、欠員が生じた場合の補欠委員選任の場合を想定し、委員の任期をこれまでの2年から2年以内に改めるものでございます。

第5条第4項は、会長が欠けたときに副会長がその職務を代理することを明文化するものでございます。

第6条第2項は、会長が会議の議長を務めることを明文化するものでございます。
第6条第4項は、第2項の改正に伴い、賛否同数の場合の決定権限を議長とするものでございます。

第7条は、報酬及び費用弁償について、美里町費用弁償条例の規定によるものであることを明文化するものでございます。

第8条、第9条は、第7条の追加に伴い、条番号の修正を行うものでございます。改正内容は以上でございます。

資料を3ページへお戻りください。

附則でございます。読み上げます。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、美里町まちづくり審議会設置条例（令和2年美里町条例第1号）は、廃止する。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第57号、美里町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第58号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第58号、美里町職員の勤務時間、休暇等

に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第58号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑩議案第58号をご覧ください。

議案第58号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

仕事と育児の両立支援の拡充に関し規定する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日に施行されることに伴い、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例について改正したいため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の改め文でございます。

今回の改正内容につきましては、育児時間の多様化と、仕事と育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を目的とし、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が令和7年10月1日に施行されることに伴い、関係条例を改正するものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。

左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第15条第1項につきましては、後述の第15条の3を新設したいため、引用する条例に条ずれが生じることによる改正となっております。

15条の3につきましては、両立支援制度を利用する職員に対する任命権者の措置について新設するものでございます。

同条第1項につきましては、子の出生時における制度利用時の措置内容について規定をするものでございます。

同項第1号では、制度周知に関する事項になります。

次のページをお開き願います。

同項第2号では、制度利用の請求等に係る職員の意思確認に関する事項、同項第3号では、育児における仕事と家庭との両立支援となる事情の改善に資する事項についての意思確認に関する事項について規定をするものでございます。

同条第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員における制度利用時の措置内容について規定をするものでございます。

なお、各号の列記内容につきましては、第1項同様でございます。

同条第3項につきましては、任命権者が知り得た事項の取扱いへの配慮義務について規定をするものでございます。

次のページをお開き願います。

第15条の3を新設することに伴い、改正前の第15条の3を第15条の4に改め、申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）を請求等に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。

左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第1条につきましては、新たに準用規定を設けることに、法改正に伴う条ずれが生じるため、改めるものでございます。

2条につきましては、参照する法律名称を正しいものに合わせるため、改めるものでございます。

18条の2号につきましては、人事院規則に定める部分休業をすることができない職員に合わせ、改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第19条及び第19条の2につきましては、部分休業の取得パターンの多様化により、第19条では現行の部分休業を第1号部分休業と整理するため、改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

19条の2につきましては、新たに措置された1年につき10日を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業と整理するため、新設するものでございます。

19条の2第1号及び2号につきましては、同条第1項において1時間単位で承認することとされた部分休業の取得時間単位の例外規定を設けるものでございます。

19条の3につきましては、部分休業の取得期間、算定開始期及び終期を毎年度4月1日から翌年3月末までと規定するものでございます。

19条の4につきましては、部分休業の1年間の取得可能時間数について規定す

るもので、先述のとおり、一般職員及び非常勤職員それぞれにおいて、1年につき10日取得できる旨の規定を設けるものでございます。

19条の5につきましては、部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情について規定をするものでございます。

次のページをお開き願います。

20条につきましては、部分休業が第1号部分休業と第2号部分休業に多様化されることに伴い、字句を改めるものでございます。

第21条につきましては、改正前の準用規定について改正後の条例に合わせたものとするため、改めるものでございます。

再度、改正条例案の3ページにお戻りください。

附則でございます。

次のページをお開き願います。

第1項において、この条例は、令和7年10月1日から施行するといたしております。

第2項につきましては、改正条例公布日から施行日まで、第3項の規定につきましては、改正条例の施行日から令和8年3月31日までの経過措置について規定をいたしております。

以上で、議案第58号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第58号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及

び美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 9 号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 2、議案第 5 9 号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） 議案第 5 9 号についてご説明申し上げます。システム内の⑪議案第 5 9 号をお開きください。

議案第 5 9 号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について美里町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

法令における、戸籍事項の無料での証明を可能とする規定を適用できるようにするため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町手数料条例の一部を改正する条例

美里町手数料条例（平成 1 6 年美里町条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

次のページをご覧ください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第 5 条につきまして、免除の規定でございますが、法律において無料証明が条例で定めるところによりとされている場合は、別途手数料条例に規定を設けることが必要となりますので、第 1 号中「無料の取扱いをするとき」を「無料で請求することができる」とされているときに改め、第 5 条第 2 項で「戸籍事項の証明に係る手数料は、当該証明に係る申請が、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法令の規定に該当するときは、第 2 条の規定にかかわらず、これを徴収しない。」を新設しております。

再度、美里町手数料条例の一部を改正する条例をお開きください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第59号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第59号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第60号 美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第60号、美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第60号につきましてご説明を申し上げます。システム内の㊸議案第60号をご覧ください。

議案第60号、美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部について改正したいため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の改め文でございます。

今回の改正内容につきましては、戦後処理に伴い、町内会等から市町村へ帰属、譲与、譲渡または無償貸付けすべき土地について、その管理や使用に関する既存条例の一部を見直し、現状に即した規定へ改めるものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の新旧対照表でございます。

左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第3条の第5号につきましては、昭和20年勅令第542号に基づき発せられた命令に関し、昭和22年政令第15号により本町へ帰属した財産のうち、従来から地縁による団体が管理していたものについて、その団体が地方自治法第260条の2第1項に基づく認可を受けている場合に当該団体へ譲与できるよう、規定を整備するものでございます。

再度、改正条例案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第60号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号、美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第60号、美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第61号 美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第61号、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第61号につきましてご説明を申し上げます。システム内の⑬議案第61号をご覧ください。

議案第61号、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）に基づき、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する必要性があり、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改め文でございます。

今回の改正内容につきましては、システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記録されていない方、いわゆる住登外者を一元的に登録・管理する住登外者宛名番号管理機能が共通機能として新たに設けられることに対応するものでございます。

この機能を取り扱う事務は、マイナンバーの独自利用に該当するため、条例に定める必要があります。

本町におきましても、現在利用している宛名管理システムにおいて同様の機能を備えておりますので、これらの事務を適正かつ法令に則して運用できるよう、今回条例の整備を行うものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表でございます。

左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第1条につきましては、参照する法律の条項を正しいものに合わせるため、改めるものでございます。

第4条の4項につきましては、町長または教育委員会が法に定められた事務を行うために、必要な範囲で住登外者宛名番号管理機能を使って住登外者の宛名情報を利用できるように整理するものでございます。

次に、第4条第4項を新設することに伴い、改正前の第4条第4項を第4条第5項に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第5条第1項につきましては、参照する法律の条項を正しいものに合わせるため、改めるものでございます。

次に、独自利用事務として、個人番号の利用範囲、期間及び事務を定めた別表第1、第4条関係の表中の「4町長」の項の次に、「5町長」の項を追加し、町長部局で住登外者宛名番号管理機能を取り扱うことができるようにするものでございます。

次のページをお開き願います。

別表第1、第4条関係の表中に、「5町長」の項を新設することに伴い、改正前の「5教育委員会」を「6教育委員会」に改めるものでございます。

また、別表第1、第4条関係の表中に、「7教育委員会」の項を追加し、独自利用事務として個人番号の利用範囲において教育委員会部局でも住登外者宛名番号管理機能を取り扱うことができるようにするものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、個人番号の利用範囲、期間、事務及び特定個人情報を定めた別表2、第4

条関係の表中の「1 町長」の項の特定個人情報の欄の第 3 号につきましては、参照する法律名称を正しいものに合わせるため、改正するものでございます。

また、同項同欄に第 4 号を追加し、特定個人情報に住登外者宛名情報を追加するものでございます。

以下、各項におきましても同様に特定個人情報欄に第 3 号の住登外者宛名情報を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。

特定個人情報の庁内連携を行う事務を定めた別表 3、第 5 条関係の表中に「2 教育委員会」の項を追加し、教育委員会部局が町長部局に対し、住登外者宛名情報の必要な情報提供を求めることができる規定を追加するものでございます。

再度、改正条例案の 4 ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとしてしております。

以上で、議案第 6 1 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 1 号、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 6 1 号、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 令和 6 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 令和 6 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 令和 6 年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 5、議案第 6 2 号、令和 6 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 1、議案第 6 8 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計決算の認定についてまでの 7 案件について一括して議題としたいと思います。

お諮りします。

議案第 6 2 号から議案第 6 8 号までの 7 案件について一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号から議案第 6 8 号までの 7 案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 6 2 号から議案第 6 8 号までの決算の認定についてを一括して議題とします。

まず、議案第 6 2 号から議案第 6 6 号までの一般会計及び特別会計について、続けて内容説明を求めます。会計管理者、長井会計課長。

○会計課長（長井一浩君） システム資料の⑭から⑳、令和 6 年度美里町決算書、もしくは製本された決算書をご覧ください。

それでは、議案第 6 2 号から議案第 6 6 号までの内容につきましてご説明申し上げ

げます。

まず、一般会計決算書、システム資料の4ページ、もしくは製本された決算書の1ページをご覧ください。

議案第62号につきましてご説明申し上げます。

議案第62号、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため、提案するものであります。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システム資料の22ページ、決算書の19ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額86億117万7,910円に対しまして、歳出総額81億5,551万9,839円となっており、歳入歳出差引額は4億4,565万8,071円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額1億1,238万317円となっております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億3,327万7,754円となっており、令和7年度への繰越金となります。

また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れはございません。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第62号の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計決算書、システム資料の237ページ、決算書も同じ237ページをご覧ください。

議案第63号につきましてご説明申し上げます。

議案第63号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じでありますので、省かせていただ

きます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システム資料の247ページ、決算書も同じ247ページをご覧ください。
実質収支に関する調書でございます。

歳入総額13億7,235万2,557円に対しまして、歳出総額13億6,317万4,305円となっており、歳入歳出差引額は917万8,252円となっております。

実質収支額は917万8,252円となっており、令和7年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

次に、土地取得特別会計決算書、システム資料の278ページ、決算書の281ページをご覧ください。

議案第64号につきましてご説明申し上げます。

議案第64号、令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美里町土地取得特別会計
歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システム資料の286ページ、決算書の289ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10万6,894円に対しまして、歳出総額6,755円となっており、
歳入歳出差引額は10万139円となっております。

実質収支額は10万139円となっており、令和7年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第64号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計決算書、システム資料の301ページ、決算書の307ページをご覧ください。

議案第65号につきましてご説明申し上げます。

議案第65号、令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美里町介護保険特別会計
歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システム資料の313ページ、決算書の319ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億4,811万1,781円に対しまして、歳出総額19億5,248万7,848円となっており、歳入歳出差引額は9,562万3,933円となっております。

実質収支額は9,562万3,933円となっており、令和7年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第65号の説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算書、システム資料の346ページ、決算書の355ページをご覧ください。

議案第66号につきましてご説明申し上げます。

議案第66号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

それでは、システム資料の354ページ、決算書の363ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,793万9,087円に対しまして、歳出総額1億8,483万4,371円となっており、歳入歳出差引額については310万4,716円となっております。

実質収支額は310万4,716円となっており、令和7年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第66号の説明を終わります。

以上で、議案第62号から議案第66号までの決算認定に係る説明を終わらせて

いただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第62号から議案第66号までの内容説明を終わります。

続きまして、議案第67号及び議案第68号の公営企業会計について、続けて内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第67号と議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

システムでは、⑭から⑳の令和6年度美里町決算書の374ページ、製本された決算書では美里町生活排水事業会計決算書のページをご覧ください。

議案第67号、令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美里町生活排水事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならぬため、提案するものでございます。

なお、令和6年度から地方公営企業会計に移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成をしております。

また、決算報告書の部分は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成をしております。

それでは、システム内の決算書では377ページと378ページ、製本された決算書では1ページと2ページをご覧ください。

令和6年度美里町生活排水事業決算報告書の収益的収入及び支出でございます。

この決算報告書は、消費税を含む表示となります。

なお、収益的収入及び支出は、生活排水事業経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用でございます。

収入の浄化槽事業収益の決算額は2億1,384万3,718円で、内訳の営業収益、営業外収益、特別利益の決算額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出の浄化槽事業費用の決算額は1億9,882万7,167円で、内訳の営業費用、営業外費用、特別損失、予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、システムの379ページと380ページ、製本された決算書では3ページと4ページをご覧ください。

資本的収入の決算額は2,489万7,000円で、内訳の企業債、国庫補助金、他会計補助金、受益者分担金は、記載のとおりでございます。

次に、資本的支出の決算額は4,768万2,542円で、内訳の建設改良費、企業債償還金、予備費につきましては、記載のとおりでございます。

なお、資本的収入及び支出は、主に浄化槽工事の費用と企業債の償還金でございます。

次に、システムの381ページ、製本された決算書では5ページをご覧ください。令和6年度美里町生活排水事業損益計算書でございます。

消費税を除く表示となっております。

この損益計算書では、経営成績を表す指標になるものでございます。

一番下から2行目、当年度純利益が1,322万9,105円となり、当年度未処分利益剰余金は純利益と同額となっております。

システムの384ページ、製本された決算書では8ページをご覧ください。

令和6年度美里町生活排水事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金と同額を記載しております。

次に、システムの388ページ、製本された決算書では11ページの令和6年度美里町生活排水事業報告書をご覧ください。

(1)総括事項としまして、業務状況、工事状況、財政状況を記載し、(2)では経営指標に関する事項を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号につきましても説明を申し上げます。

システムでは、⑭から⑳の令和6年度美里町決算書の409ページ、製本された決算書では美里町簡易水道事業会計決算書のページをご覧ください。

議案第68号、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第67号と同じでありますので、省かせていただきます。

それでは、システム内の決算書では412ページと413ページ、製本された決算書では1ページと2ページをご覧ください。

令和6年度美里町簡易水道事業決算報告書の収益的収入及び支出でございます。

この決算報告書は、消費税を含む表示となります。

なお、収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それ

に対応する費用でございます。

収入の水道事業収益の決算額は3億2,515万5,934円で、内訳の営業収益、営業外収益、特別利益の決算額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出の水道事業費用の決算額は2億4,030万9,410円で、内訳の営業費用、営業外費用、特別損失、予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、システムの414ページと415ページ、製本された決算書では3ページと4ページをご覧ください。

資本的収入の決算額は3億1,503万円で、内訳の企業債、他会計補助金は、記載のとおりでございます。

次に、資本的支出の決算額は4億807万9,288円となり、地方公営企業法第26条の規定により、1,700万円を翌年度へ繰り越しております。

内訳の建設改良費、企業債償還金、予備費につきましては、記載のとおりでございます。

なお、資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続して維持するための設備改良費と中央北地区の新規拡張費が主なものでございます。

次に、システムの416ページ、製本された決算書では5ページをご覧ください。令和6年度美里町簡易水道事業損益計算書でございます。

消費税を除く表示となっております。

この損益計算書では、経営成績を表す指標になるものでございます。

一番下から2行目、当年度純利益が5,305万3,387円となり、当年度末処分利益剰余金は純利益と同額となっております。

システムの419ページ、製本された決算書では8ページをご覧ください。

令和6年度美里町簡易水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度末処分利益剰余金と同額を記載しております。

次に、システムの425ページ、製本された決算書では13ページの令和6年度美里町簡易水道事業報告書をご覧ください。

(1) 総括事項として、業務状況、工事状況、財政状況を記載し、(2) では経営指標に関する事項を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第62号から議案第68号までの内容説明を終わります。

-----○-----

日程第22 報告第3号 令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率

の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第22、報告第3号、令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第3号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊸報告第3号をお開き願います。

報告第3号、令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

健全化判断比率の報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧ください。

一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び全ての会計を合算し、その赤字の程度を示す連結実質赤字比率につきましては、ともに赤字ではないため、比率が算定されませんので、ハイフン表示でいたしております。

次に、地方債の返済の比重を示します実質公債費比率につきましては、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増や普通交付税の増により、単年度の実質公債費比率は減少しましたが、令和4年度から令和6年度の3か年平均では9.2%となり、昨年度より1.1ポイント上昇をしております。しかしながら、早期健全化の基準となる25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか、一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の程度を示します将来負担比率につきましても、地方債等の将来負担額を財政調整基金等の充当可能な財源が上回っておりますので、将来負担比率は算定されず、ハイフンで表示をいたしております。

次のページをお開き願います。

資金不足比率の報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告をいたします。

表をご覧ください。

資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとに資金不足比率を報告するもの

で、表に記載しております2つの公営企業会計に準ずる特別会計につきましては、いずれも資金不足が生じておりませんので、比率は算定されず、全てハイフンで表示をいたしております。こちらも健全な範囲にあると認識をいたしております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長（上田 孝君） 以上で、報告第3号、令和6年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第23 監査委員の意見書説明

○議長（上田 孝君） 日程第23、監査委員の意見書説明を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） それでは、令和6年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書についてご説明を申し上げます。トップページの㉔令和6年度決算審査意見書をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

I. 美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、II. 財政健全化審査意見書、III. 経営健全化審査意見書という各意見書について順を追って説明をいたします。

3ページは、令和7年8月27日付の美里監第21号の公文でございます。

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 大西茂

美里町監査委員 高田美千子

令和6年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、そのほか政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

1ページは、審査の内容について記載しております。

1. 審査の対象は、令和6年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算と各会計の歳入歳出決算書、それらの実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する証書類について審査をいたしました。

2. 決算書の調整並びに提出時期については、地方自治法第233条第1項及び第2項に沿って決算整理事務が適正かつ迅速に行われ、法定期間内に提出されております。

3. 審査の期間は、令和7年7月29日から8月26日までの実動13日間でございます。

4. 審査の範囲については、各会計の関係諸帳簿の作成や、関係法令に準拠しているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算執行が適正かつ効率的であるか等に主眼を置き、関係諸帳簿や証書類の照合、また関係各課の資料提出や関係職員の説明などを随時求めて、計数の正確性等の審査をいたしました。

2 ページからは、審査の結果について述べてあります。

各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の様式を備え、計数は関係帳簿と符合し、正確であると認められます。予算執行に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められ、基金の運用状況についても適正と認められました。

表1において、各会計別に歳入歳出決算額及び予算に対する執行率並びに令和5年度との増減と対前年度比率も記載しております。

なお、生活排水事業と簡易水道事業については、公営企業会計に移行したため、含まれておりません。後ほど別途説明をいたします。

一般会計の歳入決算額の状況につきましては、3ページの表2に示してあります。

歳入総額は86億117万7,910円で、前年度に比べて1億1,193万9200円の増額となります。歳入の主なものは、地方交付税で36億1,461万6,000円、国庫支出金10億8,245万610円などとなっております。

4ページの表3をご覧ください。

収入未済額は2億2,705万8,593円となっており、前年度より1億2,243万2,097円の減額となっております。

5ページの表4で、自主財源・依存財源の状況と構成比を示しております。

自主財源20億7,586万8,355円に対し、依存財源65億2,530万9,555円となり、歳入合計における自主財源率は24.2%となります。

表5では、最近5か年の地方交付税交付状況が示してありますので、ご覧ください。昨年に続き、増額しております。

6ページの表6は、歳出決算額の状況となっております。

歳出総額は81億5,551万9,839円で、前年度に比べ、1億7,284万9,403円の増額となっております。主な歳出は、民生費、総務費、公債費、教育費、衛生費などとなっております。前年度と比べて増額となったのは、消防費、教育費、農林水産業費などであり、土木費、災害復旧費、総務費などが減額となりました。

7ページをご覧ください。

ここ5年間の財政諸指数の推移が表7で示してあります。

財政力指数は、必要な財源をどのくらい自力調達できるかの指標で、1に近いほ

ど良好とされますが、昨年と同じく0.22で下降傾向にあります。経常収支比率は、財政の弾力性を判断するもので、要注意とされる80%を3年連続で超えており、本年度は99.5%であり、財政の硬直化が懸念されます。

同じく7ページ、表8に歳出決算額の状況が示してあり、予算額に対する執行率は92%となっております。予備費を含む不用額総額は3億609万9,699円となっております。

8ページからは、特別会計の歳入歳出決算状況について説明をしております。

まず、国民健康保険特別会計は、表9のとおり、歳入決算総額が13億7,235万2,557円となっており、前年度より6,856万8,658円の減額となります。

歳出決算総額は、表10のとおり、13億6,317万4,305円となり、実質収支は黒字ですが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3年連続の赤字となりました。

令和7年3月末の被保険者数は2,006人、保険給付件数は4万7,768件、被保険者1人当たりの給付費は50万7,477円となり、被保険者数と保険給付件数は減少しておりますが、1人当たりの給付費は4年連続増加しております。

次は、9ページです。

土地取得特別会計につきましては、表11、表12に示してあるとおり、歳入総額は10万6,894円、歳出総額6,755円であり、実質収支は黒字であります。前年と同額のため、単年度収支はゼロとなりました。

10ページをご覧ください。

介護保険特別会計の歳入決算総額は、表13のとおり、20億4,811万1,781円となっております。

歳出決算総額は、表14のとおり、19億5,248万7,848円となっており、実質収支は黒字です。しかし、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1,685万2,864円の赤字となります。

令和7年3月末の被保険者数は4,146人で、前年より70人減、介護認定受給者数、保険給付件数、1人当たりの給付費と、いずれも減少しております。

次は、11ページです。

後期高齢者医療特別会計について示しております。ご覧ください。

歳入決算総額は1億8,793万9,087円、歳出決算総額は1億8,483万4,371円となっており、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。

令和7年3月末の被保険者数は2,383人、被保険者1人当たりの給付費は、前年度よりも減少し、12年ぶりに100万円を下回っております。

以上、一般会計・特別会計の歳入歳出決算の状況をご説明申し上げます。

次に、財政運営の状況について、12ページから13ページにまとめております。

一般会計の実質収支状況は3億3,327万7,754円の黒字であり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も9,584万378円の黒字となりました。

ここには、歳入歳出の増減の主なものについて記載してありますので、ご覧ください。

続いて、予算の流用状況に移ります。

節外流用は、一般会計で23件、国民健康保険特別会計で1件あり、美里町財務規則にのっとり処理されております。

一般会計においては、流用した額以上の不用額がある科目が1件見られました。執行に当たっては、節内の支出見通しを精査し、適正な額の流用に努めてほしいと述べております。

14ページです。

不用額と予備費の充用について示しております。

本年度の予備費を除いた不用額は、一般会計で2億9,536万418円のほか、各特別会計の不用額についても記載しておりますが、介護保険特別会計を除き、他の会計は前年度に比べて増加しております。予備費の充用につきましては、各会計において前年度に比べて件数、充用額ともに増加をしております。

一般会計の意見については、充用した額以上の不用額があり、節内、目内の執行見込みを精査の上、予備費の充用が真に必要なか、検討されたいとしております。

続いて、契約・入札関係について内容を記載しております。

契約については、財務規則に基づいて処理されており、入札は、指名等審査会で入札参加者等の審査を経て適正に処理されております。今後も、工事の監督や検査及び随意契約については、各担当課が所管されているので、適正な業務遂行になお一層努力されたいと述べております。

15ページです。

指摘・要望事項の自主的実行について記載しております。

町税等の収入未済額への取り組み状況、また不納欠損処分等の執行等について、詳細を記載しております。

必要な事務処理がなされていなかった事案につきましては、財務規則に基づいて適正になされるよう、改善を求めています。

16ページです。

補助事業の適正な執行について述べております。

補助金交付がなされました2件について経過を述べ、補助金事務についての指摘

を行っております。補助事業においては、建物の設置主体の確認や必要な交付要綱の規定について十分な検討をされますよう促し、今後の補助事業の適正な執行を求めています。

17ページから20ページまで、総括的意見を記載しております。

令和6年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況の審査の結果につきましては、証書類、諸帳簿類も整理され、計数に誤りもなく、正確であることを認めた。ただ、予算の執行については、工事費の支払いや補助金支出に関する事務において不適切と思われる処理が数件見受けられた。いずれも関係法令等に則って適正な事務処理に努められたいと意見を述べております。

以下、主な事務事業につきましては、款ごとに区分して内容を記載し、必要な意見を付しております。

総務費においては、美里暮らし体験住宅の整備、20周年記念事業の様々な取り組み、民生費につきましては、物価高騰対策、こども家庭センター開設など、また衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費におきまして、款ごとに多くの重要な事業の中から主なものをピックアップして内容を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、本町の財政状況に触れ、依存財源が町の予算の75.8%を占めることや、経常収支比率が99.5%と悪化している現状を念頭に、今後の中長期的計画に基づいた効果的・効率的な財政運営を実施されるよう促して、一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査意見書の結びとしております。

続きまして、令和6年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書について説明いたします。

ページを繰っていただきますと、令和7年8月27日付の美里監第23号の公文がございます。

令和6年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年7月29日付で審査に付された令和6年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

21ページの令和6年度財政健全化審査意見書について説明を申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、審査に付された関係書類はいずれも適正に作成されていると認められました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも健全な範囲にあると認められ、特に指摘すべき事項はございませんでした。

次に、それぞれの総括表が付されておりますので、ご確認ください。

26ページに、令和6年度経営健全化審査意見書が示してあります。

この経営健全化審査は、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された簡易水道事業特別会計、生活排水特別会計の関係書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足がないことから、資金不足比率は算定せず、健全な範囲にあると認められました。ただし、さらに健全性の確保に努める必要があります、それぞれ年度末の決算見込みについて十分に精査し、予算の編成・執行をされることを求めています。

以上で、去る8月27日に大西茂代表監査委員と共に上田町長に報告・提出いたしました令和6年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書の説明を終わります。

次に、公営企業会計決算審査についてご説明を申し上げます。

美里町生活排水事業会計、美里町簡易水道事業会計が令和6年度から公営企業会計に移行したことにより、新たに作成しました決算意見書の様式でお示しをしております。

表示と目次をめくっていただきますと、美里監第22号の公文がございます。

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 大西茂

美里町監査委員 高田美千子

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度美里町公営企業会計の決算報告書及びその他政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1ページには、審査の内容について記載してございます。

1. 審査の対象、2. 決算書の調整並びに提出時期、審査の期間、審査の範囲、審査の結果について述べております。

審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認めるところです。

2ページから、生活排水事業会計の審査内容になります。

収支の概要についてですが、収益費用明細書では、収入の第1款は浄化槽事業収益で、営業収益、営業外収益、特別利益の3つの項があり、それらの収益を合わせると2億633万9,272円になります。

支出の第1款は浄化槽事業費用で、営業費用、営業外費用、特別損失の3つの項があり、その費用を合わせると1億9,311万167円になります。収支を差し引いた1,322万9,105円が当年度の純利益となり、おおむね良好な状況にあります。

資本的収入支出明細書では、収入の第1款は資本的収入で、企業債、国庫補助金、受益者分担金があり、それぞれの金額を示しております。

支出の第1款資本的支出は、建設改良費、企業債償還金の2つの項があり、当年度に20基の合併処理浄化槽が整備されました。

3ページには、令和7年3月末の状況が示してあります。ご覧ください。

今後の安定した生活排水事業の継続のために、適正な施設維持管理を行い、経費削減に努められたいと結んでおります。

4ページです。

簡易水道事業会計について述べております。

収益費用明細書では、収入の第1款水道事業収益には、営業収益、営業外収益、特別利益という3つの項があり、それぞれの収益金を記載しております。

営業収益は8,963万4,074円で、そのほとんどは水道利用料です。営業外収益の1億9,073万7,596円は、一般会計からの補助などで、収入の66%を占めています。特別利益は、消費税還付金であり、851万4,469円となります。

支出の第1款水道事業費用は、営業費用、営業外費用、特別損失となります。

営業費用は、人件費、委託料、有形固定資産の減価償却費で、支出の94.1%を占めます。営業外費用は、企業債利息とその他雑支出となります。特別損失は、賞与引当金相当額となります。

次に、資本的収入支出明細書では、収入の第1款資本的収入には、企業債、他会計補助金の2つの項があり、企業債は2億6,990万円で、収入の85.7%を占めます。

支出の第1款資本的支出は、建設改良費、企業債償還金です。建設改良費は2億9,232万5,218円で、中央北地区簡易水道工事などが行われております。

5ページでは、令和7年3月末の簡易水道事業の状況を示しております。

令和6年度の事業収益は2億8,888万6,139円、事業費用が2億3,583万2,752円となり、5,305万3,387円の純利益が生じており、良好な

状態と言えます。

一方で、料金回収率は55%と低く、事業費用を給水収益で賄えておりません。さらに、今後は、施設の更新に要する投資も増加すると見込まれております。

最後に、決算審査の結びとしまして、このような厳しい経営状況を踏まえ、安定した簡易水道事業の継続のため、将来の更新需要にも備え、適正な施設維持管理等による経費削減を図りながら、安定的な事業の維持に努められることを望むものであると結んでおります。

以上で、去る8月27日に大西茂監査委員と共に上田町長に報告・提出いたしました令和6年度美里町公営企業会計決算審査意見書の説明を終わります。

これで、全ての決算審査意見書についての説明を終了いたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第24 議案第69号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第70号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第71号 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第72号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第73号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第74号 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第75号 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第24、議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）から日程第30、議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算7案件について一括して議題としたいと

思います。

お諮りします。

議案第69号から議案第75号までの7案件について一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第75号までを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第69号から議案第75号までを一括議題とします。

まず、議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第69号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊸議案第69号をお開き願います。

議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算書の6号の1ページをお開き願います。

議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度美里町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億3,839万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

初めに、事項の地域公共交通実証運行委託料につきましては、期間を令和8年度から令和8年度までとし、限度額を950万4,000円と設定いたしております。

次に、2行目の自動車リース料につきましては、期間を令和8年度から令和12年度までとし、限度額を211万3,000円と設定いたしております。

また、その下のPテレフォンリース料（中央中）につきましては、期間を令和8年度から令和12年度までとし、限度額を17万5,000円と設定いたしております。

それでは、7ページをお開き願います。

今回の補正予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

初めに、2の歳入でございます。

まず、1枠目の款の10地方交付税におきまして、説明欄の普通交付税9,264万5,000円につきましては、交付決定により増額をするものでございます。

次に、6枠目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の3行目、「交通空白」解消緊急対策事業補助金766万1,000円の減額につきましては、地域公共交通の実証運行で予定していた車両購入を行わないため、減額するものでございます。

次に、その下の令和7年度予備費重点支援地方交付金（推奨事業分）779万5,000円及び次のページの3つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の令和7年度物価高騰対応生活者支援交付金321万5,000円につきましては、物価高騰に伴うLPガス使用世帯支援事業補助金や学校給食費補助金等に対する国及び県からの補助金でございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金4,100万円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、基金へ繰り戻すものでございます。

次に、4つ目の枠の款の18繰入金、項の2特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金の説明欄の2行目、介護保険特別会計繰入金1,314万円につきましては、前年度精算額としまして繰り入れるものでございます。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の款の19繰越金の説明欄の前年度繰越金3億1,327万7,000円につきましては、令和6年度からの繰越金が3億3,327万7,754円となりますので、当初予算との差額を計上いたしております。

次に、2つ目の枠の款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入の説明欄の2行目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金514万6,000円の減額につきましては、令和7年度よりコロナワクチンに対する助成事業が廃止となったため、減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

11ページからが3の歳出でございます。

歳出におきましては、関係科目におきまして、4月以降の人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ行っております。

12ページをお開き願います。

1つ目の枠の1段目をお願いします。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の節の17備品購入費の地域公共交通実証運行車両購入費1,050万円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、共創・Maas実証プロジェクト事業補助金を活用して車両購入を予定しておりましたが、当該経費が補助対象外であったため、減額をするものでございます。

次に、節の18負担金、補助及び交付金の説明欄の2行目、物価高騰対応LPガス使用世帯支援事業補助金643万円につきましては、物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯の経済的負担を軽減するため、補助するものでございます。

次に、3段目の目の11財政調整基金費の説明欄、財政調整基金積立金1億7,000万円につきましては、地方財政法の規定により、令和6年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

16ページをお開き願います。

1枠目の款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の7水道施設整備費の節の24積立金の水道事業基金積立金5,000万円につきましては、今後の水道事業の財源としまして積み立てるものでございます。

次に、3枠目の2段目、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の18負担金、補助及び交付金のくまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金443万1,000円につきましては、中央地区農作業受託組合が県の採択を受けて導入される自脱式コンバインの導入に係る補助金でございます。

次のページ、17ページをお開き願います。

1つ目の枠の目の7農業構造改善対策費の節の10需用費の農業構造改善関連施設修繕料につきましては、佐俣の湯の施設設備の老朽化に伴う修繕経費としまして540万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の2段目の款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の節の14工事請負費の町道維持工事600万円につきましては、舗装面積の増加や局部改良工事の実施に伴い、町道2路線分を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2つ目の枠の款の7土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費の節の10需用費の町営住宅修繕料につきましては、大窪団地入居者の退去に伴う修繕や今後発生する退去後の修繕料としまして600万円を計上いたしております。

次に、3つ目の枠の款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の12委託料のJアラート設備更新業務委託料723万2,000円と、次のページの

1 枠目の節の 1 4 工事請負費の J-アラート設備更新工事 7 2 3 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、今回の J-アラート設備の更新が機器等の製造工事を伴うものではございませんので、予算の性質を考慮しまして委託料に組み替えるものでございます。

続きまして、2 2 ページをお開き願います。

1 つ目の枠の款の 1 0 災害復旧費、項の 2 公共土木施設災害復旧費、目の 2 国庫負担災害復旧費の節の 1 4 工事請負費の災害復旧工事（R 7 災害分）8, 7 4 0 万円につきましては、6 月 9 日から 1 6 日にかけての豪雨災害により被害を受けた町道 1 1 件、河川 6 件の復旧工事を行うものでございます。

次に、一番下の枠の款の 1 3 予備費につきましては、今回の豪雨災害を受けて、今後も復旧にかかる経費や予見できない支出が生じる可能性があることから、緊急時に速やかに対応できるよう、予備費 2, 0 0 0 万円を増額計上いたしております。

以上で、議案第 6 9 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 6 9 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 7 0 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第 7 0 号についてご説明申し上げます。システム内の㊸議案第 7 0 号の 1 ページ目をお開きください。

議案第 7 0 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億 1 5 1 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明いたします。

4 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

2 つ目の枠の款の 5 繰入金、項の 1 他会計繰入金、目の 1 一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金等繰入金として 1 0 0 万円を計上しております。出産育児一時金の 5 0 万円のうち、3 分の 2 の金額を一般会計から繰入れを行うためのも

のでございます。

3つ目の枠の款の6繰越金につきましては、317万8,000円を追加しております。令和6年度の決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

5ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1つ目の枠の款の2保険給付費、項の4、目の1出産育児一時金につきましては、当初見込みより出産予定者が増えたため、150万円を計上しております。

3つ目の枠の款の8諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金につきましては、令和6年度の事務費繰入金金の確定に伴い、一般会計への繰出金として91万1,000円を計上しております。

以上で、議案第70号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

次に、議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第71号につきましてご説明を申し上げます。システム内の㊸議案第71号をお開き願います。

議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算書の（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和7年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

今回の補正予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、1枠目の2の歳入でございます。

款の2繰越金におきましては、前年度繰越金を9万9,000円増額いたしております。

次に、その下の枠の3の歳出でございます。

款の2予備費につきまして、9万9,000円を増額いたしております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

次に、議案第72号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第72号についてご説明申し上げます。㊸議案第72号をご覧ください。

令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

議案第72号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,424万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

今回の歳入の補正予算は、款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金の前年度繰越金9,562万2,000円のみでございます。

5ページをお願いいたします。

1つ目の枠、款の4基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費基金積立金、節の24積立金につきましては、一般財源である繰越金のうち3,000万円を介護給付費基金へ積み立てるものでございます。

次の枠の款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2償還金、節の22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度の実績報告に基づくそれぞれの精算額として返還すべき額を計上しております。

次の枠の項の2繰出金、目の1他会計繰出金、節の27繰出金につきましては、令和6年度の一般会計からの繰入金の精算に伴うものでございます。

最後の枠、款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調製によるものとなりまして、521万4,000円を増額しております。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第72号の内容説明を終わります。

次に、議案第73号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第73号についてご説明申し上げます。システム内の㊸議案第73号の1ページ目をお開きください。

議案第73号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,348万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠、款の3繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金につきましては、308万円を計上しております。

2つ目の枠の款の4繰越金につきましては、160万4,000円を追加しております。令和6年度の決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

5ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1つ目の枠の款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う後期高齢者医療システム改修委託料として308万円を計上しております。

2つ目の枠の款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年度分の後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴い、精算分79万2,000円を計上しております。

3つ目の枠の款の3諸支出金、項の2繰出金、目の1他会計繰出金につきましては、令和6年度の事務費繰入金の確定に伴い、一般会計への繰出金として32万1,000円を計上しております。

以上で、議案第73号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第73号の内容説明を終わります。

次に、議案第74号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）並びに議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の内容を、続けて説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第74号並びに議案第75号についてご説明を申し上げます。まず、システム内の㊸議案第74号をご覧ください。

次のページをご覧ください。

議案第74号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）

総則、第1条、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

支出、科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額2億1,053万円、補正予定額11万2,000円、計2億1,064万2,000円、内訳の営業費用、営業外費用につきましては、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額1,093万8,000円、補正予定額6万円、計1,099万8,000円。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書にて主なものを説明させていただきます。

システムの5ページをご覧ください。

収益的収入の補正予定額はございません。

次に、収益的支出においては、職員の給与関係が主な費用計上となっております。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号について説明を申し上げます。

システム内㊹議案第75号をご覧ください。

議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

総則、第1条、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算第3条に

定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。

支出、科目、第1款、水道事業費用、既決予定額2億9,696万3,000円、補正予定額985万3,000円、計3億681万6,000円、内訳の営業費用、営業外費用につきましては、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、(1)職員給与費、既決予定額5,409万8,000円、補正予定額232万3,000円の減額をし、計5,177万5,000円。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書にて主なものを説明させていただきます。

システムの5ページをご覧ください。

収益的収入の補正予定額はございません。

次に、収益的支出につきましては、水道事業費用の営業費用、総係費においては、職員の給与関係を減額補正し、修繕料791万9,000円につきましては、主に漏水修理及び水道施設修理費として予算計上しております。

また、資産減耗費の固定資産除却費381万4,000円につきましては、配水管布設替えによる除去によるものですが、これは金額を伴わない予算というふうになっております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長(上田 孝君) 以上で、議案第74号及び議案第75号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

明日9日火曜日は、午後1時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後3時09分

令和7年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月9日（火）

午後 1時00分 開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 6番 坂田 竜義 議員

(2) 2番 平野 保弘 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎 公一 君	2番	平野 保弘 君
3番	吉住 淳一 君	4番	隈部 寛 君
5番	高田 美千子 君	6番	坂田 竜義 君
7番	濱田 憲治 君	8番	福田 秀憲 君
9番	今田 政行 君	10番	上田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田 泰弘 君	副 町 長	吉住 慎二 君
教 育 長	宮 寄 幸仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄作 君
住民生活課長	宮 崎 博文 君	福 祉 課 長	谷 口 信也 君
健康保険課長	中 川 利加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩一 君	建 設 課 長	富 永 英司 君
上下水道課長	酒 井 博文 君	社 会 教 育 課 長	松 村 昭則 君
学校教育課長	中 川 幸生 君	会 計 課 長	長 井 一浩 君
こども応援課長	隈 部 尚美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	福 田 咲文 君
---------	---------	-----	----------

開議 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。

8月10、11の豪雨災害におきましては、本町は甚大な災害が起こりまして、被災されました町民の皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、宇城市、その他の自治体におきましては、こういう災害の緊急事態を踏まえて、代表質問、その他の質問を取りやめるという自治体も幾つかございまして、本町議会としても議会運営委員会でいろいろ論議をいたしましたけれども、一応、2名の議員に限って質問をするということになりました。それぞれ総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の各常任委員会1人ずつということで、私は産業厚生常任委員会を代表いたしまして、質問をしたいというふうに思います。

まず、質問項目も非常に私としては絞りました。それで、令和7年8月豪雨災害についてと、子ども第三の居場所づくり、これは、先日岡山県的美咲町を視察をいたしましたときに、いろいろ勉強してきたことを基にしてお尋ねをするということにしております。

まずは1項目。令和7年8月豪雨災害についてお尋ねいたしますが、まず1点目は、直近最新の被災状況の概要、県との調整も後で聞きますけれども、取りあえず直近の被災状況についてどうなっておるかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町におきましては、8月11日未明からの記録的な豪雨により、町内各所で河川の増水や土砂災害が発生し、これに伴い、道路の損壊や建物の浸水など、甚大な被害が生じております。

最新の被害状況でございますが、人的被害として重軽傷者2名、家屋被害118

件となっております。また、道路関係の詳細は後ほど建設課長のほうから報告があると思いますが、道路、河川、橋梁等の被害が1,119か所、農地を含む農道等の被害が5,389か所確認されております。さらに、山腹及び路肩の崩壊等により、林道11路線、約60か所におきまして災害が発生しております。なお、現在も引き続き詳細な被害調査を行っておりますので、被害箇所につきましては、今後変動する可能性がございます。

また、孤立世帯につきましては解消しておりますが、現在2地区、安部と甲佐平竹ノ原地区におきまして、敷地内の斜面の崩壊が進行する危険性が大きいいため、崖上にある3世帯4名に対し、避難指示を発令をしております。

また、電話・通信関係でございますが、白石野、大井早山瀬、川越貫平の3地区で一部不通となっておりますので、引き続き業者への早期の復旧を要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 28年の地震、豪雨災害のときもものすごい被害がありまして、家屋の倒壊等は地震のときが多いかもしれませんが、山とか田んぼの法面の崩壊とかは今度のほうがひどいかなと感じるところもございます。

そういうことで、総務課長からございましたけれども、避難指示を出したところが2件ですか。要するに被災宅地危険度判定というのがされて、危険大というところで避難指示をしたということでございますけれども、この避難指示、要するに被災宅地が危険だからもう避難してくださいということなんですが、この対象の建物はイコール、即いわゆる全壊扱いになるんですかね。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

長期避難者に該当しますので、全壊扱いということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今説明があった長期避難ということなんですが、概ね3か月避難指示を出し続けることによってですね、全壊扱いになるというふうな制度になっております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それ、ちょっとおかしいと、私、相談があったんですけど、この表紙のところですね、もうどことは言いませんけど。この方が罹災証明を取りに来たところ、要するに立入禁止で現地確認ができないから、それ出せません

って言われたというふうに聞いたんですが、その辺りはなぜですかね。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 避難指示を発令している地域については、家屋調査、立ち入れないということで、結果、家屋被害調査の認定ができないという状況になっておりますけども、先ほどお話がありましたとおり、長期避難世帯という判定があります。概ね3か月以上避難というところについては全壊扱いということになりますので、この長期避難世帯というのは県のほうが認定をいたしますので、被災者生活支援法の指定が適用が本町になった時点で、県のほうに申請ができるものというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 素人ではこのドローンの写真ですよ、ドローンで見た写真でもはっきりもうしてるのに、何でその罹災証明は出さんのかなって思ったわけですよ。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 家屋被害調査をやってほしいという依頼があっている、要は罹災証明書を発行してほしいという依頼があっていることは、こちらも把握をしております。ただ、危険家屋、危険性大と認定されておりますので、その中に職員を入れてですね、被害調査を行って、もしものことがあってはいけないということで、今、家屋調査はそこには入っていないという状況でございます。

ただ、これは県とかともいろいろ打合せをしている中で、3か月でそこが本当に復旧できるのか、そしてまた、宅地が元に戻るのか、そういったことを考えれば、それはもうほぼ不可能な話でございますので、家を見ること、家の中を確認することなく、もう全壊となるという方向に持っていこうということで、今いろいろと検討を進めさせていただいているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしく申し上げます。

結局、ドローンで見た写真とかも、もう家屋を入らなくても一目瞭然じゃないかと私は思いますけど、できるだけ今答弁がございましたので、迅速に対応いただけますようお願いをいたします。

被災の状況については、先ほど説明がございましたが、要するにうちの近所でもですね、山腹、山がもう何百メートルと上から崩れまして、町道を塞いで河川まで到達をしているわけですね。そして、杉の70年ぐらいの木がもうずっと一緒に流れてきて、せき止めて、結局濁流、水の流れが強かったから流れて、今度は流木が

堰にたまって、そしてもうダムになってですね、そのまま井手に流れて行って、相当重機を入れて苦労しましたけども。

そういったことで町道はもちろん町の管轄だから分かりますけども、山は要するに地域振興課、林務の管轄だろうと思うんですね。河川は土木と。振興局土木部と。こういうことで、県と調整をしなければなかなか道を通そうにも、道ばかり通しても、また上から来るからですね。上から止めていかないと難しいというところもあって、やっぱりその辺り、ほかにもいっぱいあちこちあるんですよ。せと山のところもこれも県道で、これ県がするんでしょうけど、まだあそこは通ってないでしょう、多分。そういうことであっちこっちそういう県の河川の絡み、治山の絡み、全部あちこちありますから、そのトータル的にそういう県との調整、県以外との調整もあるかもしれんけれどもですね。その辺りについては、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

県との調整ということでございますけれども、まず、それ以外で復旧の手順ですね、災害の復旧の手順、それと被害の概要、そして県との調整ということで説明のほうさせていただきたいと思っております。

まず、復旧の手順としましては、公共土木施設災害につきましては、1か所当たりが60万円以上という規定がございます。今度の災害が8月11日の日に発生をしております、被害報告というのを1か月以内、概ね1か月以内に県に被害報告をしなければならないというルールがございます。建設課としましては、8月15日からですね、町内を17か所に分けて、建設測量コンサルタントに依頼をしまして、被害箇所の調査を行っております。8月15日から9月5日までかかりまして、町内17か所のほうを調査をいたしまして、昨日、県のほうに被害の確定報告ということで報告のほうをしております。

まず道路が、これは査定の申請件数になりますが、316件、箇所数でいうと624か所、被害額が約55億円。河川が、これ査定の件数になりますが、126件、箇所数としまして489か所、被害額として39億。それと橋梁が6件、これは6か所になりますが、被害額が約6億円ということで、合わせまして、査定の申請件数の見込みとして448件、箇所数として1,119件、19か所、被害額が約100億円ということで報告のほうをしております。

この金額、この件数と金額につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、平成28年の地震、それと6月の豪雨災害、そのときの査定の件数がですね、すいません、道路が172件、河川が61件、橋梁が2件ということで、合計

の235件、最終的な工事費として約20億円被害があつております。28年災に比べてもですね、今回の雨の災害につきましては倍以上の被害箇所、それと被害額になるだろうというふうに建設課としては思っているところです。

あわせて、美里町の熊本県が管理している道路・河川につきましても、道路で約80件、被害額として約29億円、県管理の河川・砂防施設につきましても、約330件の約46億円、大体合わせて被害額は75億円ということで、今回の災害につきましてはですね、これまでに経験のないような甚大な被害が美里町で発生をしているというふうに建設課としては考えているところでございます。

県との調整ということでございますけれども、まずはですね、先ほどお話ししましたように1か月以内に被害箇所数の確定、それと被害額の確定ということがございますので、町としてはですね、そちらのほうを最優先にして、作業のほうを進めてきていたところでございます。先ほど議員が言われました坂貫の山林崩壊、町道、河川とございますけれども、今後、災害査定を受けるに当たってですね、両方で査定を申請しないように、二重採択防止の覚書とか、そういった決まりがございますので、そういった箇所につきましては、今後、県の関係部署、山林であれば県の林務課、河川であれば宇城地域振興局の土木部と町と協議をしてですね、漏れがないように災害審査のほうを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 県や、あるいは国との調整に関しましては、例えば今説明がありましたけれども、土木のほう、あるいは林務のほう、あるいは農政のほうとそれぞれあります。今日も実は朝から本庁、県庁の土木部から来ていただいて、いろいろと話をさせていただきました。議員がおっしゃいますように、上から崩れてきていて、川にまだ堆積をしている流木とかがあります。じゃあ上から山が崩れてきたのはこれは治山でしょうと。じゃあこれは林務関係ですよと。河川の中だったら、これは土木ですよっていうふうな、分かりますので、そこら辺はしっかりと県ともですね、今日も話をして、じゃあその河川の中に入っているやつは土木としてやりましょうというふうな話を今日させていただいて、ですので、その辺の調整は随時やっていこうと思っておりますし、また、その共有をですね、災害対策本部会議でしっかりと共有をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしくお願ひします。

続きまして、激甚災害への指定はどうなっているかということについて、お尋ねいたしますけれども、まず8月20日前後でしたか、もうやめると表明されました総理大臣が記者会見されまして、本激ということ、この豪雨災害で被災したところは全国的にこの激甚災害に指定をしたいということで記者会見はあっております。その後、この激甚災害法、正式名称はちょっと長い法律名ですけども、37年に制定されて、43年に改正されて、局激と局地の激甚災害というのが新設されたというところで、これは市町村単位の激甚災害指定と、こういうことになっております。

この激甚災害、一応あっちこっち防災大臣が来たところではまた記者会見して、激甚災害にしますよとか、リップサービスのものがいろいろ報道されております。基本的に中央防災会議の答申を経て、総理大臣が決定するというこの手続きになっておりますが、あちこちでそういう記者会見をされたり何かしますけれども、本当に手続き的に中央防災会議の答申、そして、総理大臣の決定という手続きを踏んだ後に言われておるのか分らないですね、その辺りが。

そういうことで、今回の本町の甚大な被害を被りましたことに対する激甚災害の指定についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の豪雨災害に伴います激甚災害の指定につきましては、現時点ではまだ正式には決定されておりませんが、内閣府防災担当からは、8月18日に農地等について激甚災害指定の見込みが公表されたところでございます。

また、8月25日には議員おっしゃいました坂井防災担当大臣が熊本市や玉名市を視察され、その際、被害状況調査の進展により、河川や道路などの公共土木施設、公民館や体育館などの公共社会教育施設についても激甚災害の適用対象に加える考えを示されたところでございます。

いずれも現段階では、激甚災害指定の見込みということでございますが、これはその後も至るところで大雨等による甚大な災害が発生しており、これらの被害も含めて全国的に一纏めで激甚災害に指定するためと推察をしているところでございます。とはいえ、インフラの早期復旧は住民生活に欠かすことのできない重要課題でございますので、激甚災害指定を前提に査定等の準備に取りかかっているところでございます。

また、玉東町が中小企業の事業再建を支援する中小企業信用保険法による災害関係保障の特例に基づき、市町村単位で指定される局地激甚災害（局激）の対象となる見込みであります。これは町の面積が小さい玉東町において、事業者の罹災割合が高かったために局地的に対象となったものでございまして、熊本県としては、

全県下での被害額を積み上げるとともに、被災した全ての市町村において激甚災害に指定していただくよう国に要望されているところでございます。

今申し上げましたように、8月28日には熊本県知事が石破総理大臣に対し、被災者の生活再建や農業、商工業への支援、新たな制度の創設並びに国による復旧費用支援としての激甚災害指定について要望されております。本町といたしましても、8月30日に被災地を視察された国土交通大臣に対し、早期の生活再建に向け、特にインフラの復旧に対する財政的支援を要請したところでございます。引き続き、議会とも一緒になって様々な課題について、恐らくこれからいろんな問題が出てくると思います。そういった諸課題に対して要望活動等を行っていく必要があると考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） まだ激甚災害の指定はされていないということで、議会も含めて、局激の指定がされますように努力をしていかなければならないというふうに思っております。

災害関連法というのがもう幾つも調べてみますとありますが、例えば激甚災害法、それから災害対策基本法から災害救助法、それから被災者生活再建支援制度ですね、こういった主なものがございまして、一応、地方交付税が前倒しで交付されたというのは、災害救助法の適用があったからかなというふうに思いますけれども、今後、28年の地震、豪雨のときに復旧復興計画というのが策定されておりますけれども、これも5年、最低5年で、プラスアルファで年数がかかっておりますけれども、今度の災害についての復旧復興計画ちゅうのがですね、本当にこの前のような5年ぐらいで本当にできるのかなって、ちょっと心配をしております。

基本的にこの原状回復というのが基本的に考え方があるようではございますけれども、ただ、例えばこの前見に行きましたが、桑野から貫平に行く道がもう4回ほどなくなるといって、4回。結局、原状回復で同じような工法でやっても、4回、道がなくなってるわけですから、前、蒲島知事が言われたように、創造的復興というかですね、やっぱり強化する、もうちょっと現状から強化するような工事でやってもらわないと、また5回目も流れるということもあり得ますよね。だから、その辺りを十分県・国に対しても、そういった根本的なところの見直しもですね、やっぱり特に要請していく必要があるというふうに考えるところでございますが、この今後の復旧・復興計画についてはですね、どのような手順になるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町では、令和7年8月の豪雨災害で甚大な被害を受けたこと

によりまして、今年度中に復旧・復興計画の策定を行うよう準備を進めております。復旧・復興計画の内容につきましては、今後、審議会を立ち上げて議論していくこととなりますが、平成28年の熊本地震、同年6月の豪雨災害の際には、住まいと暮らしの再建、社会生活基盤の整備、地域経済の復興、防災力の強化を4本柱とする復旧復興計画を平成29年3月に策定しております。

今回の豪雨災害では、床上床下浸水が多数発生したことに加え、道路、河川、農業施設等の公共土木施設への被害が甚大であり、この点を踏まえた計画を策定する必要がございます。また、被災された方の状況や思いを十分に踏まえて作成する必要がありますので、住民アンケートの実施等により、被災地の現状をしっかりと把握し、計画を策定してまいりたいと考えております。なお、この復旧復興計画の内容は、現在策定作業中の美里町第3次振興計画の中にも反映していくこととなります。

今回の災害発生を受け、復旧復興計画、第3次振興計画、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係を改めて整理するとともに、スピード感をもって復旧・復興を含めた本町のまちづくりの在り方をお示ししていきたいと考えております。

なお、先ほど議員がおっしゃいました囲碁用線でございますが、実はもう前回、平成28年のときも、その前、平成19年の7・6災害のときに道路壊れて、また平成28年のときも壊れましたので、何とかこれ改良復旧できないかということで要望をいたしました。ところが、あのときは原形復旧というような形になりましたが、もう今回はおっしゃいますようにもう4回目でございます。私が知る限りもう3回目ですので、これはまた同じことを繰り返しになりますよということで非常に強く要望をいたしておりますし、そういう方向で行っていただけるように、皆さんと一緒に要望活動を行っていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） そういうことで、執行部だけの責任じゃなくて、議会ももちろん一緒に国・県に働きかけていかなければならないというふうに思います。

この日本各地で豪雨災害が発生をいたしまして、今年の元日には能登半島の地震、それから、復興途上でまたさらに豪雨災害があるということで、そういう状況でございました。

一般的に地球温暖化、海面水温が上がって水蒸気が増えて、雨が降るところはさらに降って、乾くところはさらに乾くという極端な事例が世界中で起きております。そういうことで、地球温暖化が全ての原因とは言いませんけれども、異常気象のリスクが増大をしております。線状降水帯ってよく言葉で使われますが、これは2014年の広島での豪雨災害の辺りから言葉として使われ出したということなんです

が、もう非日常が日常になってしまってますね、最近ではこの線状降水帯というのは頻繁にテレビ等で出てくるような言葉になっております。

地球温暖化が進んでいる以上、今後も大雨などによる災害が増える蓋然性が非常に高まっているということで、先ほど能登半島のように地震の後に豪雨が襲ったりですね、要するに災害の複合化というのが非常に多く出ているというところで、そういうふうに思っておりますので、この気候変動による災害の複合化について、どう捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町におきましても近年の気候変動の影響によりまして、線状降水帯の発生や局地的な豪雨、さらには日本列島近海での台風の発生や命に危機を及ぼす猛暑など、これまでの想定を超えるような災害が複合的に起きている状況を大変深刻に受け止めております。

気象庁の研究機関の発表によりますと、地球温暖化が進むことで、線状降水帯をはじめとした夏場の極端な大雨が、今後さらに増える可能性が高いとされております。その背景には、人間の活動による温室効果ガスの排出が増え、地球の平均気温が150年前よりおよそ1度上昇していることがあると言われております。近年の気温や海面水温の上昇が、豪雨や台風などの大雨に影響しているとも報告されております。将来さらに温暖化が進めば、猛暑や豪雨、大雪などの極端な気象現象が増えると考えられており、災害リスクが高まることが懸念されますので、防災・減災対策を強化することに加え、温室効果ガスを減らす、いわゆる脱炭素化の取り組みも重要であると認識しております。

具体的には令和2年1月に熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村で、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを共同で宣言しました。その後、令和3年3月には、全国の連携中枢都市圏としては初めて熊本連携中枢都市圏地球温暖化実行計画を策定しております。この計画では「水・森・大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を基本理念に掲げ、住民、事業者、行政、それぞれの立場で再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進などに取り組むこととしております。

複合化に関してでございますが、そういった取り組みを進めていきながら、やはり常に危機感を持ってですね、予防も含めて早め早めの対策を打っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 自治体におきましては、ゼロカーボンシティ宣言とかですね、気候非常事態宣言とか、そういった宣言を出しているところの自治体が増えてお

ります。脱炭素先行地域などを設定して、補助金を受けて進めているところもあるというふうに聞いております。

今ありますように、広域連携云々というところではありますが、確かに本町においても脱炭素化の計画書というのがですね、かなり厚いページのもので作られているのは知っておりますけれども、ただお蔵入りじゃないけれどもですね、結局、計画策定が目的になってはいけませんけれども、やっぱり職員も含めて、住民も含めて、やっぱり日頃からですね、CO²ゼロ、脱炭素に向けたですね、やっぱり取り組みが必要だというふうに思います。ですから、立派な計画はそれでいいんですが、例えば毎年指針とか実施計画とかですね、5項目か6項目か条項的にあの項目を絞って、住民が分かりやすいような言葉で啓発をすとかですね、やっぱり少しその辺りの工夫をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

そういうことで、近所の杉山が皆伐されまして、すぐ植林をされるところはいいんですけども、そのまま植林されずにですね、はげ山になっているところもあるわけですね。そういったところをやっぱり山を買わんでもいいから、所有者の承諾を得て広葉樹を植えるとかですね、身近なそういう誰でもできるような取り組みをですね、ぜひ町で音頭を取って、住民の啓発を含めてやっていただきたいと、このように思っております。

それでは、大きな項目の2項目に入ります。

子ども第三の居場所づくりについてということなんですが、昨日も一応、岡山県の美咲町の視察の報告についてはしたところがございます。その中の旭地区の多目的多世代の施設の中に子ども第三の居場所というのがございました。それを受けてですね、それと本町の現状をまず聞いた上で、3番目の関係についてお尋ねしたいと思いますが、まず、放課後児童クラブの現状はどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としております。

本町では2か所の社会福祉法人に委託して運営をしております。堅志田保育園の堅志田学童クラブと、はちす保育園のはちす児童クラブです。

放課後児童クラブには、放課後児童支援員を配置し、学校や保育所と連携しながら、保護者とも協力して、こどもが安心して過ごせる環境を整えております。

現在は小学校1年生から5年生まで、合計約70人の児童が利用をしております。利用者の内訳は、1年生から3年生が全体の84%を占め、4年生が12%、5年生が4%です。

中央小学校と砥用小学校の児童は、授業終了後、徒歩で放課後児童クラブに通っています。一方、励徳小学校の児童はスクールタクシー等を利用しています。

クラブでは宿題をしたり、おやつを食べたり、自由遊びをしながら過ごし、夕方6時半頃までには保護者が迎えに来られます。

利用料は月額4,500円です。以前は長期休暇中の8月のみ月額8,000円でしたが、経済的負担の軽減を図るため、令和6年度から8月分の利用料を3,500円減免し、月額利用料を4,500円に統一しました。そのため、8月だけ利用する児童も増えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 基本的に共稼ぎの家庭で、こどもが家に帰っても独りぼっちというか、こどもだけで過ごさないかんとすることを避けるということであると思いますが、それでも100%それは利用されているのかどうかお尋ねします。漏れがないかどうか。該当者で放課後児童クラブに行っていない人はいませんか。

○議長（上田 孝君） 隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

そちらのほうは申請制度になっていますので、申出がない方については把握しておりませんので、その辺は申し訳ございません、把握しておりません。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 2番目ですが、今度は放課後子ども教室の現状ですね、これは教育委員会のほうと思いますが、この現状についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松村社会教育課長。

○社会教育課長（松村昭則君） ご説明申し上げます。

放課後子ども教室は、美里町教育振興基本計画の後期計画に地域の教育力の向上として計画している事業の一つで、美里町放課後子ども教室推進事業実施要綱に基づき、授業日の放課後において、小学校の施設を使用し、こどもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、地域と学校が連携し、協力して学習や体験活動、スポーツ活動などを実施し、心豊かで健やかなこどもを育むことを目的として現在実施しております。

コロナ明けの令和6年度から再開しており、令和7年度においては、町内小学

校3校で実施しております。こちらにも申込制となっております。

また、円滑な運営や総合的な調整を行うため、それぞれコーディネーターを置き、スタッフを確保した後、事業を実施しているところでございます。

まず、砥用小学校では火曜日と木曜日の週2日実施しております。火曜日は15時50分から16時50分までで、体育館にて「バスケットボール教室」を行っております。対象者は4年生から6年生までで、14人が参加しており、参加料は無料です。木曜日には15時50分から16時40分までで、空き教室を利用して「わくわく算数教室（ときどき科学遊び教室）」と称してですね、教室を行っております。対象者は、3年生から6年生までで19人が参加しており、参加料は無料ですが、教材費として1,500円が必要であります。

次に、励徳小学校ですが、水曜日と金曜日の週2日実施しております。水曜日と金曜日ともに15時40分から16時40分までで、空き教室や運動場、体育館を使って「書く・描く・作る・遊びを楽しむ体験教室」として行っております。対象者は1年生から6年生までで13人が参加しており、参加費は無料ですが、材料費負担が発生する場合には教材費を頂いているところです。

最後に、中央小学校ですが、水曜日と金曜日の週2日実施しております。水曜日は15時から16時まで、金曜日は15時40分から16時40分までで、こちらにも空き教室を使って、名称が「ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ（学習活動・体験活動・交流活動）」を行っております。対象者は、3年生から4年生までで30人が参加しており、参加料は無料ですが、問題集1,500円程度と材料費負担が生じる場合は教材費として頂いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） この放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、もう十分機能してですね、こどもも保護者も満足しているということであれば、もう何も新たにお尋ねする必要もないんですけども、ただ、先日、岡山県の美咲町を視察に行きまして、旭地域の多世代交流拠点施設というのを見に行きまして、その中に旭子ども第三の居場所つちゅうことで施設がつくられておりました。それで、課題としては、独り親、発達障害、貧困、不登校、共働きや人口減少による孤立、こどもの孤立ですね、は非常に増えていると、美咲町ではですね。そういうことで、安心して過ごせる場や遊びを提供するだけでなく、学習支援や生活習慣への積極的な支援の必要が高まったということでしたということでの説明がございました。児童館が放課後児童クラブ的な運用になっていたことと、それから財政的にはB & Gから財政支援と運営支援が受けられると、そういう制度が

あるそうでございます。それを受けているということで説明がありました。この美咲町は旭、中央、柵原と3町が合併したところで、特に旭地域においては人口減少が非常に著しく、こどもの数も激減しているというような状況がございました。それから起伏の多い中山間地で民家も点在しており、こどもたちが帰宅する独りで過ごすことになって、放課後に他者との関わりを持つ機会が非常に少ないと、こういうことをつくったということなのですが、今後、今で十分ですよって言われればもうそれまでだけど、美咲町の今、例を申し上げましたが、そういったことを踏まえて、今後ですね、そういうこどもたちが安心して過ごせる環境づくり、こういったところにどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

議員ご紹介の岡山県美咲町は、本町が抱えるも課題である人口減少、少子高齢化、家庭と学校以外にも安心して過ごすことができるこどもの居場所のニーズの高まりなど共通点が多く、大変参考になると考えております。

本町においても、地域資源を活用し、関係機関と協働により、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めております。

令和6年3月に実施した「居場所に関する満足度調査」では、就学前の保護者からは概ね好意的な評価をいただいている一方で、小学生に関しては、満足度24.4%に対し、不満足度33.3%と、現行の取り組みでは十分に対応できていないという現状もありました。また、小中高生からは、周りにもっとあったらいいなと思う場所として「自由に遊べる場所が欲しい」とか「一人でゆっくりできる場所が必要」とか「少しの時間でも気軽に寄れる場所があるとよい」といった具体的な声も寄せられています。

こうした声を受け、本町では令和6年4月にこども家庭センターを開設し、こども・若者、誰もが自由に過ごせるよう、2階交流スペースを開放しています。令和7年4月から8月までに延べ231人の児童・生徒が利用しています。平日の午後には複数の児童が集い、安心して過ごす姿が日常となっております。

今後も町としては、現行の取り組みをさらに充実させ、こどもの声を大切にしながら、多様なニーズに応じた安心して過ごせる環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） 以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時ちょうどいたします。

-----○-----

休憩 午後1時46分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い質問をいたします。

まずは質問に入ります前に、8月10日、11日の豪雨によりまして、たくさんの方々が被災されました。住宅、建物、道路、河川、橋梁、農地、農業施設と甚大な被害を受けましたが、けがをされた方もおられます。被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。それから、これから元の生活、元の状態を完全に取り戻すためには、大変な時間、期間がかかると思います。国や県の支援を仰ぎながら、町と住民、我々議員も一つになって乗り切っていかなければいけないというふうに思っております。

それから、先ほど坂田議員からもありましたとおり、私は今回、総務文教常任委員会を代表して質問いたします。災害については坂田議員がされておりますので、私はそれ以外についての質問をいたします。

それでは、質問に移ります。

本日は、1番目に小中学校の統合について、2番目に買物支援について、3番目にふるさと納税について質問をいたします。

議会では、5月に議会報告会を行っております。参加者が必ずしも多いとは言えずですね、報告会の行い方も改善は必要なのかもしれませんが、参加された方からは貴重なご意見を伺っています。そのご意見を基に、今回は質問したいというふうに思います。全部拾い上げることはできませんし、中にはですね、相反するご意見もいただいております。

まずはですね。小中学校の統合問題についてです。

この問題については、3回の報告会、それぞれの会場で話題となり、意見がありました。

励徳小校区では、もうすぐ新入学児が、1年生が1人になってしまうということで、中学校だけでなく小学校も含めて検討を始めてもらいたいという意見。それから、それに賛同する意見と逆に少人数であるメリットを生かして移住をしてもらう努力をもっとすべきだという意見も出ていました。砥用小校区では、小学校から中学校に上がるときに、よその学校に行かれてしまうということ。中央小校区では、費用の面から、また、アンケートの結果から、こどもたちにとって少人数のまま

よいのかという意見、また、中央小学校統合時の経験からのご意見を伺いました。学校がなくなった地区では、統合してしばらくはゴタゴタがあったようだが、何年かしたらゴタゴタは何もなくなっていたというふうにおっしゃっていました。

また、3月の定例会で坂田議員や今田議員の一般質問に対して、教育長から早い段階で検討の場を設けて協議を進めるとの答弁があります。早い段階というのがどの程度か分かりませんし、今回災害がありまして、その影響もあるかもしれませんが、どのような予定になっているのか、スケジュール化されているのか、それがまだなのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） お答えいたします。

今年3月議会定例会で、早い段階で検討の場を設けると答弁しておりました。そのときも言っておったかと思いますが、ゼロベースからの検討ということで、学校の在り方検討会という形で年4回程度の開催を想定しておりました。町内の小中学校のPTA代表、嘱託員代表、学識経験者、議会からの代表などの構成員により、本来であれば四半期に1回の開催を予定しておりましたが、準備不足のため、現状開催できていない状況にあります。

今後は確実に検討会の開催を行い、委員の方々のご意見を受けながら進めてまいりたいと思っております。めどといたしましては、令和9年度までに学校の在り方の方向性を定め、令和10年度中に準備やスケジュール調整、計画立案を行い、その後、計画に沿って動き出せればと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまのお答えですと、今後、学校の在り方検討会を開催し、令和10年度中に計画立案を行うということだったと思いますが、検討会を年4回開催するということですので、今年度あと残り2回ぐらい、8年、9年、10年度、4回ずつ行えばですね、全部で14回の開催となります。何かへ理屈のようにも聞こえるかもしれませんが、それだけの回数と期間が必要なのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 学校の在り方の方向性を定める令和9年度までに、5回から8回程度の開催を想定しているところです。そして、ある程度の方向性が見えた段階、あるいは、その途中でも保護者説明会や住民座談会等でご意見をいただきながら、さらに検討会で議論し、方向性を定めていきたいと思っております。

ですから、14回開催するというのではなく、進め方によって回数は変わってくると思っているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 分かりました。年4回というのがずっと続くわけではないということです。

以前、教育長は慎重にという言葉が使われています。検討することも多いでしょうし、今おっしゃったように、座談会等も必要でしょうし、検討委員会で視察・研修に行くと、そういったことも必要になってくるかもしれません。ある程度の期間は必要でしょうけれども、あまり慎重になり過ぎてですね、長引かせてしまうと、その間にも学校の修繕とか、改修とか出てくることも考えられます。

昨日からですね、委員長の報告にもありましたけれども、私たちが研修に行った柵原学園について少し話しますと、基本的なことはですね、昨日の委員長報告で話されていますが、柵原地域の学校施設の在り方について検討し始めたのが平成28年5月だそうです。それから6回の審議を重ねて、そして29年3月には、小中一貫教育を推進する義務教育学校の創設が望ましいという報告がまとまっています。これ、1年はかかっていません。それから少し間が空いて、令和2年6月に義務教育学校開校準備委員会が設置され、最終的に開校となったのは令和6年です。間の経過というのは省いておりますけれども、8年間かかっております。一つの参考になるのではないかと思います。

また、これはですね、柵原学園の場合は新しく義務教育学校を建てる場合であって、検討会の検討の結果、現状のままということもあるかもしれませんし、そういうことであればですね、それぞれの学校をまた積極的にバリアフリー化や修繕等もしていかななくてはいけないと思います。慎重ではあってもいいと思いますけれども、方向性は早く出したほうがよいと思います。柵原学園もですね、方向性が出てからそれなりの期間がかかっております。

それから、議会報告会では「PTA代表は1人ではなく、たくさん入れたほうがよいのではないか。半分ぐらい入れても」という意見もありました。半分はどうかと思いますが、その意見を聞きまして一理あるなというふうに思いました。PTA代表となると、会長など上級生の役員の方がなると思いますが、今の小学6年生でも令和10年までしか中学校には在籍しません。検討会に参加した保護者のこどもは中学校を卒業してしまいます。ですので、小学校低学年や就学前のこどもの保護者もその検討会に入れたほうがよいのではないかとこのように思います。自分のこどもが通う学校についての在り方の検討を行う、そういった立場の人も入ってもらった方がよいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員がおっしゃるように、委員構成につきましては、幅広い意見が聞けるように配慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 先輩の意見、有識者の意見も当然必要であります、自分の子どもが通う学校の理想を生で語る場所があったほうがよいと思います。また保護者も、より学校に愛着が湧くのではないのでしょうか。予算の面もあると思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

これも3月の一般質問でお答えになったことですが、教育委員会で義務教育学校の研修を行われているということでした。教育委員会では研修を踏まえまして、小中一貫校や義務教育学校について、どのような感想やお考えをお持ちでしょうかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今年の2月19日に、球磨郡球磨村の義務教育学校球磨清流学園を視察させていただいております。教育委員によりまして視察をしております。

当学園はもともと2小1中の学校でしたが、令和2年7月の豪雨により、1つの小学校が大規模な浸水被害に遭い、被害から免れた村内の小学校の応急仮設教室で約1年5か月学校再開をしております。その後、約2年5か月村内の中学校に仮校舎を建設し、学校再開をしておられました。その間、約6割の児童が被災し、避難所または仮設住宅からの通学となり、慣れない通学や学習環境で体調を崩す児童もおられ、子どもたちの心のケアに努めておられました。また、被災後、村外転出による児童生徒の減少に伴い、複式学級の増加等の課題が懸念されるようになり、保護者や住民、児童生徒へのアンケート調査を行い、その結果から義務教育学校の希望者が約5割を占めたことや、義務教育学校は小中が一つの教職員集団であるため、指導系統の一本化や教職員定数が多いことによる複数指導体制の構築、前期課程高学年から教科担任制の導入、柔軟なカリキュラムの編成等、メリットが多いこと、保護者や地域住民とともに地域の特性を生かした教育を展開し、9年間にわたり子どもたちを見守る環境が構築できることなどから、被災後約3年9か月の令和6年4月に球磨村立球磨清流学園が開校されておりました。

球磨村では災害復旧と合わせた学校を再開ということで、かなりのスピード感を持って進められたようです。研修の後半では意見交換会が行われ、学校内では小中

学生と一緒に学校生活を送り、共に学び、励まし合い、喜び合う子どもたちを見ることができました。今回、義務教育学校を研修させていただきましたが、小中一貫教育、このメリットがとても多いと感じております。本町におきましても、保護者や子どもたち、地域住民の意見を重視し、地域の実情に合った学校の体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 球磨清流学園ではかなりスピード感をもって進められたようです。

私のほうからはですね、昨日から話に出ています柵原学園なんですが、合併前のもので、旧柵原町を学区としています。昨日の委員長の報告にもありましたけれども、システムのもので、この一般質問通告書の次のページをめくっていただくと、柵原学園の学校要覧とかパンフレット等が入っております。学校の全景とか、それからいろんなことが書いてありますので、参考にさせていただければというふうに思います。

旧柵原地区内の1中学校と2小学校が統合してできた義務教育学校です。これを分かりやすく美里町に当てはめるとですね、例えば、砥用地区の1中学校と2小学校ありますけれども、それが統合して義務教育学校を建てるのと同じような感じだと思います。

旧柵原地区での話の発端はですね、旧柵原中学校の老朽化に伴いですね、PTA、地域から中学校の整備要望が出て、それが発端のようですが、結果的にはですね、新しい場所を造成して、全く新しい義務教育学校が建てられています。小学校と中学校が一緒になった義務教育学校ですので、9年間を見通した上で、積み重ねていく教育とともにですね、社会、地域とつながる地域活性化の拠点として、また、防災避難所の役割も備えた学校となっています。ここでは新築ということで、当初、町民の方々の中には、財源に対する不安、懸念があったようですが、できた校舎を見、研修のときには校長先生から詳しい話を聞かせていただきましたけれども、地域住民も含めた町や地域、学園の理念とか理想を込めることができているのだなというふうに感じました。ただ、財源、財政に対する不安がなくなったわけではないと思いますが。

それから、先ほど教育長から義務教育学校のメリットを話されましたけれども、それ以外で柵原学園で聞きましたのは、学年の区切りをですね、4、3、2としているということでした。昨日の委員長の報告で詳しくありましたけれども、前期学年が1年から4年まで、中期学年が5年から7年まで、普通の中学校1年生までと

ということですね、後期学年が8年、9年ということでした。教職員の数も多いです。名簿を見させていただきましたが、育休の職員を除いて全部で63名おられます。働き方改革にもつながると思います。小中教員の割合も小学校、中学校が別々のときよりも、中学校の教員の割合を増やし、5、6年生では一部教科担任制を取り入れておられます。そういった自由度、柔軟性があるところが義務教育学校の魅力の一つではないかと私は思います。

ちなみに美咲町の旧町のあと2地区では、一つが昨日も報告でありましたけれども、旧旭町地区で1年早く義務教育学校旭学園が開校しています。話が出始めたのは、柵原地区よりも遅かったようですけれども、旭学園は、旧旭中学校の校舎を使っています。地域の話合いもスムーズだったのかもしれませんが。それから、残った旭小学校跡にですね、先ほどの話にもありましたけれども、役場の総合支所等8つほどの施設が入った旭地域多世代交流拠点となっています。

もう一地区は、これは偶然にもですね、旧中央町と言いますけれども、「ちゅうおうまち」ではなくて「ちゅうおうちょう」なんですけれども、そこはですね2つの小学校と1つの中学校がそのまま残っています。同じ町内であってもですね、地区ごとに様々な形が取られています。

ここら辺りもですね、統合の話をするときの参考になるのではないかなというふうに思います。

それから、次の質問に移ります。

小中学校の統合問題を語る場合ですね、財源についてはあまり突っ込まれていないような気がします。主にこどものことを第一に、将来のことを考えて、あるいは、学校がなくなる地域のことが話の中心になってきます。それは至極当然のことではあります。特に学校に通うこどものことを第一に考えるのは当たり前のことではあります。それに加えてですね、これは町長も言われていましたけれども、まちづくりの方向性とも合わせなければいけないとも思っています。

それに異論があるわけではありませんが、財政面についてはですね、具体的な話がされていないと私は感じています。何となくですね、その話をするとなブー視されるといいますか、それを先にするといかんみたいな感じのところもあるわけですが、3月の一般質問での町長の答弁で「どこかに新しい校舎を建てることは、現在の町の財政力では簡単に進められることではない」とおっしゃっています。何となくですね、たくさんのお金がかかることは分かります。ただ、詳しくは分かりません。大きな金額になります。借金もしなければいけないと思います。財政との比較もですね、その借金の償還計画と併せて考えていかなければいけないというふうに思います。今のままの状態を続けていくにもですね、老朽化により、維持して

いくために継続的にお金がかかっていきますし、いつかは建て替えが必要です。どこかの学校に統合しても、改修や修繕も必要ですし、いつかは建て替え時期がやってきます。現在の5校の中で砥用小学校以外は新しいとは言えませんので、どうしてもですね、財政的に受け入れられないラインっていうのもあるかもしれませんが、例えば、今のまま5校を継続する場合の費用、それから、現在の校舎を利用して統合した場合、また、この柵原学園のように新しい場所に新しい校舎を建てた場合など、財政的な違いを出してみることは、検討していく中で一つの参考になるのではないかと思います。数字を出してみると、意外とかからないとかですね、逆にそんなにかかるなら手をつけられないとか、そういうのも見えてくると思いますので、数字という具体的なものも検討の中の一つにしたらいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現段階では少子化の問題や今後の複式学級の増加、現学校の維持管理等の問題もあり、学校再編も視野に入れながら検討していくつもりでおります。

現在の学校の最も古い校舎で50年を経過した校舎も存在する中で、耐震補強は進んでいるものの校舎全体の老朽化がここ数年極めて著しく、外壁の剥がれや突発的な雨漏り等も発生しております。学習環境への影響が心配されているところ です。

近年では構内のバリアフリー化が推奨されておりますが、町内の学校では砥用小学校のみを整備となっている状況でございます。新たな学校建設となると、建設費用だけで20億から25億の建設費用が見込まれる状況でございます。現在の校舎を改築となれば、新築費用と比較すると比較的安価になるとは思われるものの、校舎全体の経年による強度が危惧されるため、改築費用もそれなりの費用が必要になると思われます。まだ具体的な試算等はしておりません。

今後策定予定としております学校施設の長寿命化計画の中で、試算ができるのであれば、それも参考にしながら在り方を検討してまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今のところ、財政面からの議論は行っておりません。現在、美里町内にあります5校ある小中学校を例えば、小学校2校、中学校1校とするのか、あるいは、先ほど議員がおっしゃいますように砥用地区で小中一貫で1校、中央地区で小中一貫で1校の計2校とするのか。あるいは、給食室を何か所にするのか、スクールバスを何台保有するのかなど、かなり多くのパターンが考えら

れると思います。端的に考えますと、校舎の数が減れば、必要な経費も縮減できるかもしれませんが、環境が変わることで新たに発生する経費も出てくるのが予想をされます。

そのようなことを踏まえた上で、教育委員会での議論も注視しながら、さらに教育委員会と連携を深め、まずは一定の方向性を示す過程で、財政面からも議論してみる必要があると考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 財政的な違いを出してみても申しましたけれども、今、町長がおっしゃったようにですね、試算するのもいろんなバリエーションがあつて大変であると思います。大まかなイメージでも持てたらいいなというふうに思います。

ちなみにですね、柵原学園では、新しい場所に新しい校舎を建てられています。建設にかかる総事業費が47億円、そのうち建物新築工事が28億円というふうになっています。先ほどの資料の中にもこれ載っています。財源の内訳は、国庫補助金が11億3,300万、それから地方債、これは過疎対策事業債を使われていますけれども34億8,300万、一般財源が3年間で8,400万というふうになっています。この後ですね、地方債の償還をどう考えるのかということになると思います。

先ほども申しましたが、こどもの教育環境を一番にとということが重要だとは思いますが、こういった数字もあつたほうがですね、検討も進むのではないのでしょうか。

学校の統合については終わりますが、今後、災害対応で大変な時期になりますが、確実に学校の在り方検討会を開催していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

買物支援についてですが、これもですね、励徳小校区の議会報告会で話題になりました。今回は買物支援としていますが、私はこれまでに、昨年3月、6月、12月、3回の定例会で移動販売について質問をしてきています。12月には、移動販売車の導入についても質問をしています。その時点での私の感触では、移動販売車の導入はもう難しいのかなというふうに感じていましたけれども、今年6月の補正予算（第3号）で、移動販売車の購入費用が270万円計上され、議会も通っています。そのときの総務文教常任委員会では、具体的な計画はこれからだ、ということだったと思います。私が提案していた移動販売車の導入が予算化されましたので、よかったなというふうには思っていますけれども、どう運用していくかが大事になると思います。無償貸与で考えておられるということでしたが、そうであるならば、今までの回数でよいというわけにもいかないと思いますし、イベント的ではなくで

すね、住民にとっては当てになるものになったほうがよいと思います。また、見守りの機能も兼ねてもらふなどもあると思いますが、運用について具体的な計画・予定がありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

移動販売については、現在、町が事務局となり、町内コンビニエンスストア2店舗、社会福祉協議会等をメンバーとする生活支援体制整備支援事業協議会を実施主体として、柏川や夏水、中岳と山間部を中心に事業が行われています。

課題としましては、冷蔵車両ではないため、冷蔵商品の販売を行うことができないこと、現在の活動は企業の地域貢献ベースで実施されており、継続していくためには、収支の改善が必要であること、実施箇所が高齢者サロンの開催場所である地区公民館に限定されていることがあります。

こういった課題を解消していくための一つの方法として、内閣府の第2世代交付金を活用し、6月補正予算で、冷蔵車両1台の購入費用を計上させていただきました。冷蔵車両の導入により、課題であった卵や牛乳、調理済チルド商品等の冷蔵商品の取扱いが可能となりますし、公民館以外の場所でも販売が可能になります。また、事業者の負担軽減策として、総務省の集落支援員制度を活用し、移動販売と地域住民の見守り活動を同時に実施できるよう、運用方法を検討しております。

今後、車両の維持管理の方法や経費の負担、スタッフの確保等を協議会の中で調整しながら、令和8年度当初からの実施を目指して準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 以前紹介いたしましたがお隣の山都町では地域の見守り活動を兼ねた活動費として年間100万円を限度に交付されています。ただいま説明で出てきました集落支援員制度を活用することができればいいなというふうに思っています。事業者側にとってもすね、住民にとってもよいものができれば、そして、車がすね、移動販売車がしっかり動けるようになればいいなというふうに思います。知恵を絞っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

ふるさと納税についてですが、これは砥用小校区と中央小校区の報告会で意見が出ました。「近隣の自治体が多く寄附を集めているので、何とか知恵を出して増やすことはできないのか」「おいしいお米があるのに、そのPRが足りないのではないか」などの意見がありました。私はこういったふるさと納税についての話が出

る都度、伸びない原因も突き詰めつつありますので、まちづくり公社も美しい里創生課も頑張っていますので、徐々に伸びてくると思いますというふうに答えています。

本年度のふるさと応援寄附金は、当初予算では1億5,000万円となっています。前年度実績が約6,600万ですから、2.2倍以上の計画となっています。目標と言ってもよいと思いますが、ふるさと応援寄附金ですね、現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ふるさと納税については、今年の4月から、ポータルサイトさとふるの「おまとめサービス」を導入することで、これまで各サイトに別々の商品が掲載されていたものが、基本的にはどのサイトでもほぼ全ての返礼品を選ぶことができるようになりました。それによって、寄附を考えられている方からは返礼品を選択しやすくなり、寄附額の増加につながっております。

あわせて、新規の商品開発や設定グラム数等のバリエーションを増やす取り組みも進めており、その結果、寄附金額は昨年度4月から8月までの4か月間で824万8,000円であったのに対し、本年度同時期には1,915万9,000円と約2.3倍に増加しております。そのうち、8月豪雨災害を受けて受付を開始した災害支援寄附が189件、総額174万5,500円を占めております。さらに、豪雨災害復興祈念ランタンフェスティバルに向けたガバメントクラウドファンディングを開設し、復興に資する寄附を広く募っているところであります。

また、制度改正により、今年の10月からは仲介サイトでのポイントが付与が禁止されることになっております。この変更は、自治体の財政負担を軽減し、制度本来の趣旨である寄附を通じた地域応援に立ち返ることを目的とするものです。寄附者はポイントの有無ではなく、真に応援したい自治体や事業を選ぶことが期待されております。この改正により、現行制度に基づくポイント付与を活用できるのは9月までとなり、制度変更前の駆け込み需要により、9月は例年以上の寄附が見込まれます。あわせて、来年度以降のさらなる寄附金増加に向けて、商品の見せ方やレビューを獲得する方法、検索結果を上位に表示させるためのSEO対策などについて、外部の専門業者の活用について、美里まちづくり公社運営委員会の中で議論を進めているところであり、今後もさらなる寄附額増加に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまの説明ですと、4月から8月までの実績で昨年の2.3倍に増加し、これまでは順調にきているというようですが、目標に対する進捗で見ますと、1億5,000万円の目標に対して、約1,900万円ぐらいですので、10%ちょっとだと思います。期間は3分の1、33%経過していますので、ちょっと不安な数字だとも思うんですが、現時点で昨年よりもよいわけですので、昨年もここから伸びたのだろうと思いますが、例年の傾向等もあると思います。これから伸びる要素というのが、今も9月の話ありましたけれども、例年の実績からどうなのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今年度のふるさと納税の目標金額は1億5,000万ということで設定をしております。今年は昨年の倍以上のペースで伸びてきておりますけれども、目標金額の1億5,000万円と比較すると、進捗率は5か月経過した時点で12.7%ということになっております。

この要因としましては、例年の傾向として、年度当初は比較的穏やかに始まり、年末にかけて寄附額が伸びていくということがあります。直近2年間の傾向を見ましても、11月と12月の2か月分の寄附額が年間全体の60%を占めているという状況でございまして、目標達成できるかどうかは今後の取り組み次第でございませぬ。また、今年は9月の駆け込み需要も見込まれますので、チャンスを逃さないよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 例年のようにですね、11月、12月、それから9月にチャンスを逃さないようにということでありましたけれども、絶対的なことは言えないでしょうけれども、例年どおりですね、ここから伸びていけばよいなというふうに思います。

それから、まちづくり公社もですね、現在十分な手数料を取れていないと思いますが、当初は8%で計画してあったと思いますが、今はそんなには取れていないというふうに思っています。これをさらに伸ばしていくためにはですね、プロの力をですね、活用したほうがよいと思いますが、その分ですね、まちづくり公社にまた手数料が減ってくる可能性もありますけれども、まずはですね、寄附額を増やすことが大事なのではないかなというふうに思います。これ、1回増えるんですね、それがまた評判にもなりますので、どんどん増えていく可能性がありますので、まずは寄附額をどうやって増やすことかなというふうに思っています。

私はですね、たくさんの人が集まるこのランタンフェスティバルを活用したほうがよいなというふうに思っていました。特にですね、災害後は、家でですね、そんな話をしていたんですけども、今回は豪雨災害復興祈念と銘打っています。祈念はですね、記念日の記念ではなくて、祈り、念ずるの祈念ですが、クラウドファンディングも開始しているということですので、我々も協力していきたいというふうに思っています。

ふるさと納税は寄附ではあるんですが、ふるさと納税を伸ばすというのはですね、通販の営業みたいなもので、専門に任せるところは任せながら、ですが、自分たちが自由に使えるお金を増やすことになりますので、自分たちが使うお金は自分たちで稼ぐという思いを持ってですね、町民、職員、みんなで広げていければいいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日10日水曜日は休会とし、午前10時から各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日10日水曜日は午前10時から各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことと決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日11日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時41分

令和7年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月11日（木）

午前10時00分開議

1. 議事日程

- | | | |
|--------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第62号 | 令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第63号 | 令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第65号 | 令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第66号 | 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第67号 | 令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第68号 | 令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第69号 | 令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第10 | 議案第70号 | 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第71号 | 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第72号 | 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第73号 | 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第74号 | 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第75号 | 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号） |
| 追加日程第1 | 議案第76号 | 令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第16 | 報告第4号 | 有限会社石段の郷中央の経営状況報告について |
| 日程第17 | 報告第5号 | 株式会社美里まちづくり公社の経営状況の報告について |
| 日程第18 | | 議員派遣の件について |
| 日程第19 | | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第20 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について |

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮崎幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設係長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	福田咲文君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（上田 孝君） お諮りします。ただいま上田町長より追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程表と議案書はシステムに入れますので、今回の定例会フォルダーに戻っていただいて更新をお願いします。追加の番号は㊸追加議事日程と㊹議案第76号です。

更新確認はできましたでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） それでは、会議を続けます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和7年第3回美里町議会定例会の総務文教常任委員会の報告をいたします。

期日が9月10日水曜日午前10時より中央庁舎議会委員会室において開会をしております。参加者は福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。執行部より坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、長井会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、松村社会教育課長出席の下、会議を行っております。

議題としまして、まず、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定の内容を聞いております。各課、主に歳入では調定額と収入済額の金額の大きい項目や、歳出では不用額が大きくなった項目等の説明を受けております。

その中で総務課として、公有財産購入費で予算を計上されておりましたが、湯の香苑隣接駐車場として組まれていましたが、地権者との相談が合意できずに不用額

となっております。

次に、美しい里創生課では、観光振興費として合併20周年記念イベント補助金が支出され、イベントが実施をされておりますが、残金を次年度へ繰り越したことの説明と、イベントの実績報告が遅れたことの内容を伝えていただき、本年度では十分な説明・報告ができるように努めていきたいと申されておりました。

住民生活課では、マイナンバーの取得率が82%であり、熊本県の中では10位ぐらいに位置することであるということでした。

学校教育課では、物価高騰対策給食費補助金は小学生1人当たり360円の11か月分、中学生1人当たりは670円の11か月分を支出されております。

次に、令和7年度一般会計補正予算（第6号）について、説明を受けております。

その中で、美しい里創生課では、移住定住促進補助金の増額は補助率4分の3、補助上限額100万円の見込み件数4件、栗崎地区、安部地区、豊富地区、馬場地区を見込んでおられます。美里町創業支援補助金の増額は、新たに補助額150万円の申請が2件あり、増額するものであります。観光振興費の備品購入費として、電動自転車購入5台分及びヘルメットの購入費で予算を計上してあります。取扱いの場所をガーデンプレイスと美里公社で協議しているそうでございます。

学校教育課では、学校給食費補助金の増額は本年度査定していた物価高騰対策給食費補助単価、小学校が360円、中学生が670円を大きく物価高騰が上回り、給食水準を維持することが困難となり、当初予算では不足する額の予算を計上されております。小学生が990円、中学生が1,150円の給食数の11か月分だということですので。

社会教育課の各種大会出場補助金の増額は、イギリスで行われる障害者トランポリン大会への選手出場の補助でございます。

午後から現場視察をしております。

まず第一二俣橋被災文化財を確認しております。

8月10日から11日の豪雨により、釈迦院川に架かる石橋、第一二俣橋が破損した現場でございます。釈迦院川の水量が石橋の歩道である欄干を超える水量により、石橋の上流側の欄干の一部及び石橋の表面の石の一部落下が確認をできました。この石橋は、熊本県の重要指定文化財（令和6年3月に指定）でもあり、ハートが生まれる石橋であることから多くの観光客の集客にもつながる石橋であります。熊本県と協議し、復旧の工事内容をこれから検討されていきます。

次に、文化交流センターひびき及び老人福祉センター被災施設のところを現地を見ております。

今回で2回目となる豪雨による被災を受けていた文化交流センターひびき、熊本

県の治山砂防の工事が行われ、完了しておりましたが、想定以上の豪雨により、再び施設が冠水、熊本県が施行された砂防工事の目的で、一般的には土石流・土砂流出の捕捉、立木災害防止、人家や公共施設の保護とされております。文化交流センター施設との境界である川、中園川を熊本県が施工されたと思いますが、その流れるところの幅だったり、深さだったり、側溝程度の造りであるということを見ております。土砂の流出を津留川まで流せない能力だなと感じたところでもあります。また、駐車場内にある東西に走っている側溝も小さく、上部にある側溝は施設玄関方面へ流れるように造られており、この側溝の拡張と流れる方向性の改修及び中園川の拡張、擁壁の高さを改善しなければ、三たび同様な災害に遭うと思われると思います。熊本県及び敷地内の側溝の拡大等を検討していただきたいと思います。

その脇にある老人福祉センターも違う谷川の土砂の影響を受け、駐車場が水没しておりました。施設を利用するには、その谷川の流れを津留川までどう導いていくのか検討することが重要だと感じたところです。

くすのき平地内東側法面の崩壊箇所を確認しております。

8月7日の雨により道路面上部が崩土、8月11日の豪雨により、その上部も拡大し崩土しております。応急処置として土砂の撤去が完了し、崩壊した道路8メートルを含む南側の一部崩壊箇所が確認できる部分も含む20メートル程度の範囲の災害復旧をされるように説明がっております。

最後に、中央公民館西分館体育館裏の法面の崩壊箇所を確認しております。

西分館体育館の南側及び給食調理室南側の法面、西分館給食調理室へ通じる道路の法面が崩れており、体育館及び給食調理室が崩落の可能性と、水道管がむき出しになっている現場を確認しております。体育館の基礎部分のところから法面が崩落し、体育館及び給食調理室も大きな雨により法面が崩れた場合、建物自体が崩落するような危険な状態であります。また、むき出しになっている水道管は、津留地区への生活水道水として現在も利用されており、早期の手当てが必要だと感じたところです。崩壊した法面の復旧をどのようにするのか、また、体育館と給食調理室の撤去も含め、今後検討する必要がある現場であったと感じました。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがありましたら、他の委員さんから補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 続きまして、産業厚生常任委員会の報告をいたします。

9月10日午前10時より、第3・第4会議室におきまして、高田議員、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田、執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長の出席の下に会議を行いました。

本常任委員会は、令和7年度の一般会計補正予算（第6号）の歳入もですが、歳出を中心に議論を行いまして、若干の質疑がございました。

まず、福祉課では、高齢者eスポーツ事務支援業務委託料として22万6,000円、障害福祉サービス等システム改修業務委託料93万2,000円、これは減額ですね。それと、令和2年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金返還金として65万5,000円、湯の香苑の修繕料として13万2,000円、介護保険基金積立金、一般会計繰出金等について説明がございまして、若干の質疑がありました。

こども応援課では、出生祝い金50万円の追加、地域子育て支援拠点事業委託料21万円、利用者支援事業（妊婦等包括支援事業）に、これは減額128万9,000円です。母子手帳アプリ改修業務委託料として471万9,000円、これも減額でございます。両親学級委託料15万円等について説明がございました。

健康保険課では、国民健康保険特別会計繰出金100万円、後期高齢者医療特別会計繰出金308万円、国民年金システム改修委託料16万2,000円、令和6年度新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金返還金120万4,000円等について説明がございました。

上下水道課では、山出浄水場配水池汚泥処理委託料として71万5,000円、水質検査委託料、PFOS、PFOA分析ですけれども、あるいは修繕料、修繕料は漏水修理と大井早のポンプ修理等が入っております。それから、水道施設明電監

視装置修繕等に791万9,000円、固定資産減価償却、これは除却してございますけども、381万4,000円、この除却したものは、道路改良に伴い、排水管を布設替えの関連でございます。

農業政策課では、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業費補助金、これは長ったらしい名前ですが、中央地区の受託組合に対しましてコンバインの購入費として443万1,000円の予算が組んでございます。それから、農業台帳更新作業業務委託料15万円、農業構造改善関連施設修繕料、ほとんど佐俣の湯の関連ですが、これが540万円、備品購入費32万8,000円等について説明がありました。

それから、森づくり推進課では、里山林活性化による多面的機能の発揮対策負担金、これは予算の組替えがしてありましたけど、36万4,000円、美里の山除間伐推進事業補助金200万円、町単独集材路開設事業補助金100万円等について説明がございました。

建設課におきましては、単県工事負担金255万円、町道環境整備作業、修繕手数料に合わせて108万円、重機借り上げ料として176万円、それから、町道維持工事に600万円、用地購入費60万円、立木補償費20万円、町営住宅の修繕料として600万円、住宅解体127万円、町単独災害復旧費が300万円、国庫負担災害復旧費8,740万円等について説明があり、質疑がございました。

続きまして、現場調査ですが、総務委員長の誘いに乗って、一緒に回りましたが、先ほど詳しく説明がございました。二俣橋、文化交流センターひびき、老人福祉センター、くすのき平団地、西分館。

先ほど報告ありましたが、特に文化交流センターひびきにつきましては、県が砂防工事とかいろいろ行われておりますが、この該当のいつも水なし川って言うんですけど、水量の少ない小さい河川ですけれども、そこがとにかく幅も狭いしですね、堰堤が低いので、とにかくこれはもう19年災だったですか、ものすごい地下の設備までやられて相当な損害を受けたことがございまして、学習しているはずだと思いますけれども、やっぱり日頃水量の少ない谷川を流れを変えるのかですね、あるいは、その幅を広げたり、深く浚渫したりするのか、あるいは、いつもグラウンドゴルフをされるところのほうに強固な高い擁壁等を造るとかですね、やっぱりこちらに水が来ないように、きちんとやっぱり対策をしないと、また同じことが繰り返されるのではないかというふうに感じました。

それと、老人福祉センターについても、水がまた、昨日の雨でまた水がたまっておりましてけれども、先ほど濱田委員長の報告でありましたように、やっぱり別なところの谷から水が来て、結局、新しく文化交流センターと、あの間に歩道を舗装

してございますけれども、その下に用水路、暗渠になってるんですね。だから暗渠になっているところに土砂が詰まっているから、吐き切れずに横の用水も、とにかく柵が詰まってですね、溢れて水が溜まるとという状況でございます。ですから、構造的な問題もあるのかなと。やっぱり排水路については、もう暗渠でなくてですね、やっぱり蓋式で、蓋を取って掃除ができるような形にしないと、暗渠はなかなかやっぱり難しい、後の処理が難しいなというふうに感じたところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。
これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第62号 令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第62号、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

説明は終わっておりますので、質疑を行います。

なお、決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、ページと款項目節を指定の上、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

○議長（上田 孝君） 9番、今田議員。

○9番（今田政行君） 今田です。ただいま上程中の議案につきまして、質問をしたいと思います。ページ数が22と23ページになろうかと思います。歳入の町税の部分でございます。

町税の中で不納欠損額、トータルで98万1,447円計上してございますが、欠損額につきましてはいろいろな理由があるかと思えます。時効が来たものとか、あるいは債務者の資金不足、法令に基づいて免除される部分とかいろいろ理由があるかと思えますけども、この中でどのような理由で欠損額の計上があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

不納欠損の処理の内訳でございますが、まず個人町民税、執行停止に係るものが1人、それと3年経過、失礼しました、執行停止から3年経過が1人、それと即時消滅、これ、相続人なしとか破産によるものでございます、それが3人、合計の人数としましては3人になります。それと固定資産税のほうでございますが、まず執行停止から3年経過したもの、それが15人、それと時効の完成が3人、それと執行停止に係る者が4人、それと即時消滅が2人、合計のこれらの人数でございますが12人となっております。それと、軽自動車税の種別割の内訳でございますが、執行停止から3年が経過したものが15人、それと執行停止に係るものが1人、即時消滅が1人、合計で人数としましては7人、全ての合計が人数としましては22人の方の不納欠損を処理をしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） なかなか厳しい状況みたいでございますが、また収入未済額という部分でこれトータルで1,300万計上してございます。これは当然過年度分も含めてというふうに思っておりますけども、金額的に非常に多い金額だと思いますが、当然、担当課あたりでは督促等ですね、頑張っておられるとは思いますが、もうちょっとですね、どうにか数字的には減らされないもんかなというふうな思いがしておりますけども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

まず滞納繰越しのほうの増加につきましては、その対策のほうを考えておりまして、従来どおり、まず財産調査の徹底と、それとそれに伴う滞納処分の徹底、こちらのほうを進めていきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） その点、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点お願ひいたします。ページ数が34と35ページですけども、収入の分で土木使用料の部分ですけども、その中の住宅使用料ということで、調定額7,

455万円ということで、収入未済額ということで2,100万、2,190万計上してございますけれども、非常に大きな金額と思っております。調定額から見ても約30%ぐらいの金額になるわけですが、当然過年度分も含めたトータルの金額と思いますが、この部分について、内容的な説明をいただきたいと思いますが。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず調定額につきましてですけれども、現年度分、それと過年度分ということで分かれております。現年度分につきましては、5,322万7,860円の調定になっております。それと過年度分につきまして、調定が2,114万9,000円ということになっております。

それぞれ調定に対する収入額につきまして、現年度分につきましては収入済額が5,050万1,060円、収納率につきましては94.88%、過年度分につきましては収入額が194万2,950円、収納率が9.19%になっております。それぞれ収納率につきましては、前年度に比べて大体若干ではございますけれども収納率は上がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今の説明でいいますと、要するに過年度分が非常に言えば累積しているというふうな状況かと思っておりますので、ぜひその部分の徴収のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。上程中の令和6年度の歳入歳出決算についてお尋ねいたします。

まず、今、建設課長から回答がありました関係、これ35ページですね、町営住宅使用料で収入未済が2,195万2,800円ということで、今、今田議員も言われましたように、3割、調定額の3割ということになっております。前にも一回お尋ねしたこともございますが、悪いけれどもですね、もうやっぱり支払い命令をかけて強制手続に入らないと、なかなかこれはもう3割っちゅうと大変大きな金額と思うんですよ。だから、顧問弁護士もおられますし、司法書士でも今できますので、もう支払い命令を裁判所に申し立てて、支払い命令が行くだけでもやっぱり効果がありますからですね、そういう手続をやっぱりもう検討しても

いいんじゃないかと私はと思いますが、どうですかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご提案の支払い命令含めてですね、やっぱりあの正直者がばかを見ないような、そういうやり方をしていきたいというふうに考えております。効果的な徴収の在り方ということをしっかりもう一度考えてみたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしく申し上げます。

あと、69ページの不納欠損ですね。先ほどちょっと出ました。107万4,690円、対前年比は減ってますけども、107万円、これはそれなりに手を尽くした上での不納欠損の手続と思いますけども、やっぱりその間の徴収方法とかが適当だったかどうかですね、再度やっぱり検討していただいて、できるだけ不納欠損が出ないようにですね、時効の停止とか、いろいろ手続もございますので、そういった点も含めて、不納欠損について減らすように努力をしていただきたい。これは答弁は要りません。

それから3点目は、89ページと91ページに出ております。美里暮らし体験住宅整備、あるいは、お試し住宅の関係ですけれども、一応、堅志田の渡辺邸ですか、これでされておりますが、この現状、利用状況についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

暮らし体験住宅の利用状況というところでございますけれども、現状1回と。1回のご利用で3名様でご利用されたというところが実績でございます。

PRの状況としましては、チラシを作っております。それから、インスタグラムでの発信といったこともしております。それと、これからですね、移住体験ツアーというのを今年度やっていこうとしております。その中に宿泊型のツアーというのも企画をしておりますので、そういった場面でも活用いただきたいということで、引き続きPRをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 2件ということですかね。1件、はい、分かりました。できるだけ利用があるように取り組みを進めていただきたいと思います。

4点目、113ページですけれども、これは負担金補助金等の中の介護基盤緊急整備特別対策事業ですけれども、一応、これは監査委員の指摘もありますように、予算書をずっと私、調べてみましたら、間部病院に対する補助金は明記してありま

したが、この筒川荘については補正でやったのかどうか分かりませんが、ちょっと見つけ切れませんでしたけれども、結果として、筒川荘に333万4,000円補助をしているということですが、LEDの関係とか、床の修理について44万何がしかについては、44万491円に対して44万円の補助金を出しているというのは分かりましたけども、ただ、指摘してありますように、ここは条例に基づく行政財産ということになっております。当然、町が設置しているわけで、町が直接工事すべきものではないかと。運営団体に補助金を出して、結局運営団体が自己負担が生じているということで、不適切だという指摘がございますが、これはどう処理されるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ご質問の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、筒川荘のほうを改修しております。始まりはといいますと、地域からの要望によるところでございます。

筒川荘につきましては、以前にもこの補助金を活用して介護予防拠点として施設改修を行った経緯がございます。管理運営が地域であることから、電源立地交付金で整備した集会所の施設改修を含め、行政財産への補助金活用については、県からは特段の指摘を受けなかったこと、また、町が直接工事する方法と補助金を活用する方法を比較するなど、財政負担を考慮してこれまで実施してきた経緯がございます。

以上のことから、今回は筒川荘への補助金の活用の是非というよりも、県との協議の中で2回目の補助金申請が可能かに主眼を置いて県と協議を行い、実施してきました。今回、審査意見書で指摘を受ける形となりましたが、今後も行政財産のほうへいろんな補助金の活用というものにつきましては、その施設ごとに最善の整備方法を検討しながら、適正な予算措置執行に努めてまいりたいと考えております。

現状、補助金という形で決算している経緯がございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それは分かりますけれど、ただ、私が言いたいのは、地元の負担をですね、どうにかできないでしょうかということですよ。地元が負担しとるでしょう、一部。これはどうにかならんのですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回、毎回ですね、筒川荘は筒川荘運営協議会がありまして、いろいろなご要望をいただいております。その中で、筒川荘の運営協議会からの要望ということもあり、この補助金を使わせていただきました。また、手出し分

も、額はですね、少なかったわけでありまして、その辺、ご指摘を受けて今後、筒川荘運営協議会と一度お話をさせていただいて、対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしく申し上げます。

次に、161ページ、ランタンフェスタの関係でですね、これも総務委員長からの話がありましたですかね。1,300万の補助金と、要するに協賛金を336万円集められておまして、106万4,984円の残高が出たということでございます。当然、その一般常識的には、協賛金のほうから先に充当すべきであってですね、補助金余ったのは、補助金のほうが余ったんだという捉え方をしないと駄目だということでありまして、そういうことになると、補助金を繰り越すということではなくて、それをきちんと一般会計に返すなりなんの処理をするのが適当だろうと私は思いますし、監査委員の意見書の中にはそういった指摘がございます。

それから、イベント完了から実績報告書の報告は非常に7か月遅れて出しているとか指摘がございますが、この一番最初に申し上げましたこの残金の処理ですね、これについてはどうされるのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

今回、2点ご指摘いただいている、今ご指摘いただいたとおりでございますけれども、指摘の中にございますように、ご指摘いただいた中にございますが、この補助金は定額補助金ということでございまして、この補助金を受けて、今回計画どおりイベントが行われたというふうに認識しております。そうしまして、1,300万円という補助金が適正に執行されたというふうに、まずはそこについてはそのような認識をしております。その結果、想定を上回る成果を上げたというふうに認識しております。

それから、協賛金につきましては、当時、実行委員会事務局があった岩田建設株式会社をはじめとしまして、実行委員会のメンバーそれぞれが町内外の個人企業様に真摯に協力をお願いしてもらった結果、これも先ほどご説明がございました336万円という協賛金を頂くことができました。その結果としまして、運営資金に余剰金が生じたというふうに思っております。実行委員会の議論の中では、協賛金に、補助金ではなく協賛金に余剰が生じたという認識の下、取扱いを議論し、委員の皆様からは翌年度以降のランタンフェスティバルの開催経費として繰り越して活用すると、実行委員会としてはそのような結論をしたというところでございます。

ただ、今回ご指摘を受けまして、補助事業において余剰が生じた場合の補助金の返納もしくは繰越金の判断については一層の注意をもって、しっかりと皆様にご理解をいただけるように説明をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今の説明では、もう一応、繰越金はそのままにしとくように聞こえましたが、それは基本的におかしいと思うんですよね。監査委員がこういう指摘をされてですよ、いかんて言われてるのに、そのまましときますって。それは基本的にそういうことならば、きちんとそちらの主張が正しいなら、監査委員に反論してもらわないかんですよ、と私は思います。だから、それができないならちゃんともう協賛金が優先的に充当すべきなわけだから、残った分、補助金は当然町のほうに返さないかんっていうふうに思います。ちょっと整理をしとってください。監査委員の意見書が正しくないと思うなら、ちゃんと反論してここが正しくないですよって、やっぱり監査委員に考えを改めてもらわないとですね、このままじゃちょっと私は納得できない。それは考えておいていただきたいと思います。

次に行きます。

同じく161ページ、フォレストアドベンチャーですけれども、一応、キャノピーコースを新設をいたしまして、3,260万円かけて新設をいたしましたけれども、収入がですね、利用者も1,238人減って8,459人と、収入も576万2,000円減って3,335万ということになっておりますけれども、せっかくキャノピーコースも造って、お金をかけて造って、何で減るんだろうかというふうに思いますが、何かその辺りの原因というか、要因っていうのはあるんでしょうか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

キャノピーコースにつきましては、本格的な運用が今年度に入ってからということでございます。3月の末にプレオープンしましたけれども、本格的なオープン今年度に入ってからということで、今年度ですね、売上げの状況、利用の状況をですね、フォレストパークの方にお尋ねしますと、非常に好調だということで聞いております。

水害でですね、一部施設も被害を受けておりますので、そこでまた少し落ちてきているというのがございますけれども、そこまでの状況ですと非常に好調ということでございますので、今年度の決算には反映されてくると思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。

最後に、予算の流用した額以上の不用額が出ているということで、これは236ページになりますかね、国・県への負担金補助金の返還ということで9件、9件のうち4件が逆にその、流用した後にその予算不足が発生したって、これも監査委員の指摘に出ておりますが、これってどういうことなのか。どういうことでこういうことが起こったのか。それから、今後の対応策をどうするのかお尋ねします。

[「何ページですか」と呼ぶ者あり]

○6番（坂田竜義君） 236ページ。トータルの不用額ちゅうのがトータルが出てるでしょう。これ、監査委員の意見書の中に出てる分です。

9件のうち4件が逆に予算が足りんことになってますよって指摘がされてるわけですね。だから普通ちょっと考えられんなと、私は思うとですけど。

なら、いいです。あとで。一応、審査意見書に書いてありますけん。一応確認して。不用額のところがあるでしょう。

○議長（上田 孝君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の途中でしたので、質疑を再開します。

坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

先ほど議員からのご指摘の監査資料の中で指摘事項の中でありました国・県への負担金補助金の返還金が4件予算が不足して発生しているというところのご指摘のご回答でございますけども、これにつきましては、前年度等の補助金の返還等が発生した際に、当該年度で予算を計上する必要がございますけども、計上漏れと、予算に計上漏れていたため、他の予算科目から流用したということになります。

本来であれば、予算を計上して返還金を計上するところでございますが、今回漏れていたため、予算流用で対応したということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 最後にトータル的なことで、ページはあれですが、経常収支比率についてお尋ねします。

令和3年度におきましては、一番低い数字だと思います、86.8でございました。令和5年度が96.5、前年比の4.9増、令和6年度になりますと99.5になって、前年比の3.0増えております。これは当然その人件費とか扶助費、補助費等の増額によるものというのとは分かりますけれども、この辺り、今後、これを抑えるためにどのようにされるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本年の令和6年度の経常収支比率は前年度より3ポイント高い99.5となっております。主な原因といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、算定の分母に当たる経常収支につきましては、地方税や地方交付税が増加いたしましたけれども、分子に当たる経常的経費が大きく伸びたことも主な要因でございます。具体的には、人件費では会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始、また、物件費では公共施設の老朽化に伴い修繕料が増加したこと、扶助費では児童手当の制度の拡充により増加、補助金では広域連合、宇城広域連合の負担金、主に清掃施設費が増加したのが主な要因でございます。

今後、経常収支比率を下げるにはっていうことでしたけれども、今後につきましても、宇城広域連合における大型事業の実施でしたり、中央北地区の上水道整備に伴う公営企業会計への補助金の増加などにより、経常収支の上昇がやっぱり懸念されるところでございます。引き続き外部委託でしたり、補助金の精査、あと地方債の発行の抑制などを通じて経常収支比率の抑制に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 理想的には経常収支比率は8割程度が望ましいというふうに一般的に言われておりますので、できるだけ近づけるように努力をお願いしたいと思います。

以上です

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第62号から議案第68号までの採決は、起立により行います。

議案第62号、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第62号、令和6年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○議長（上田 孝君） ここでしばらく休憩します。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第63号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第63号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第63号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第4 議案第64号 令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第64号、令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第64号、令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第64号、令和6年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第65号 令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第65号、令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号、令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第65号、令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第66号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第66号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第66号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第67号 令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第67号、令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第67号、令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第67号、令和6年度美里町生活排水事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第68号 令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第68号、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第68号、令和6年度美里町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第69号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。

補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。ただいま上程中の補正予算（第6号）についてお尋ねします。

12ページが一番上、企画費のですね、外部委託型集落支援員設置云々というのがございます。委託料というのがありますが、20万円かな。これはどういう内容なのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

外部委託型集落支援員設置及び活動業務委託料とでございます。これはですね、移動販売と関係をしておりまして、移動販売車1台導入することとしております。それをですね、町内のコンビニエンスストア、ファミリーマート、セブンイレブンがですね、移動販売にご協力をいただいておりますけれども、まずもってファミリーマートさんのほうがですね、車両を活用すると、したいということでお話をいただいておりますので、そこで活用していただくということと、それと、これはまだ調整中の部分はございますけれども、集落支援員制度を使いまして、人件費の部分でも少し移動販売の業務を支えることができないかという趣旨での予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。

続きまして、17ページの商工振興費ですけども、美里町創業支援補助金ですね、300万計上してございます。説明では2件、2件かな。それでこのちょっと内容と補助金の上限、75万とか金額はちょっと正確に覚えておりませんが、

その辺りについて、どうなっているのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

既に交付済みが2件ということで、内容ということでございます。1件はですね、理髪店だったように記憶しております。すみません、もう1件、ちょっと事業の内容をちょっとはつきり記憶しておりませんが、お弁当屋さんです、お弁当屋さんです。

1件当たりの上限が150万ということで、300万円を執行しているということでございます。

今ですね、既に申請が2件あるということでございますので、その分で300万円、補正予算を組ませていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 新たに予定している分の300万ということですね。

○6番（坂田竜義君） はい、分かりました。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねをいたします。

ページ数は、予算書の13ページ。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費、委託料の高齢者eスポーツ事務支援業務委託料22万6,000円についてですけれども、説明資料ではですね、まちづくり公社へ支援をしていただいて、その代金といいますか、を支払うというような予算だと思いますけれども、具体的な委託する業務の内容について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

まず、今回初めて要求させていただいたのにはですね、eスポーツの実施箇所数が現在17か所ございます。その17か所でもですね、いろんな日程調整だったり緊急に日程を変えたりするときに、大分職員の負担が増えておまして、その負担軽減も兼ねて公社委託できないかというふうな考えで計上させていただきました。

それとあと、そのほかには、今、まちづくり公社には、eスポーツに通じた方がいらっしゃるということで、今後美里町で通いの場だけでなく、他のいろんな高齢

者関係への普及浸透を図る上でですね、お願いする部分も考えてございます。

内容につきましては、17か所ございますので、基本部分として1万円、これを17か所なので17万、それと事務費部分につきましても月額1万円程度を想定しております。令和7年は半年分になりますので、その分を合わせた額で計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） もともとですね、このまちづくり公社では、こういった業務は予定はされていたのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、福祉課長のほうからも説明がありましたが、協力隊ですね、eスポーツに非常に明るい人間が入ったということで、そういう方が入っていただけただけということで、このような予算を計上させていただいてるというような状況です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） まちづくり公社のほうもですね、もともとはふるさと納税の取扱いの手数料が8%だったと思いますけれども、それを収入の柱に恐らくしてあったと思います。ただ、その8%も取れない状況ですし、やはりですね、何か別の収入の柱が必要になってくると思います。

何でも屋じゃないですけども、大変優秀なスタッフが揃っておりますので、できることはですね、こうやって引き受けていって、何とかまた別の柱を見つけていったほうがいいんじゃないかなというふうに思って質問いたしました。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番です。一般会計補正予算（第6号）について質問します。

19ページをお願いします、歳出です。一番下段の災害対策費ですね。目の4災害対策費の需用費、節の10ですけど、食糧費と印刷製本費ということで、防災フェアということですが、今年から多分初めてされるイベントかなと思ってますので、内容をちょっと、どういったものを説明をいただければと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防災フェアにつきましては、来年の令和7年1月18日に一応予定をしている

ところです。場所につきましては、中央庁舎の前の駐車場を利用して、計画を今しているところでございます。内容もですね、精査をしているところなんですけども、関係機関、消防、自衛隊、あと警察の関係機関に協力を依頼し、展示でしたり、その防災に関する訓練とかですね、体験というのができるようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 一般の方も観覧できるようになるとですかね。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

はい、一般の住民の方、広くポスター等を作りましてですね、参加を図りたいと思っております。

以上でございます。

○3番（吉住淳一君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

5番、高田議員。

○5番（高田美千子君） ただいま審議されております補正予算、予算書の12ページになります。歳出、款の2、項の1、総務管理費、目の6企画費、節の17備品購入費になります。地域公共交通実証運行車両購入費として計上されておりました1,050万円が減額補正されておりますが、この点について質問いたします。

現行の美里バスの仕組みをですね、利用者にとってもっともっと使い勝手がよいといいますか、利用しやすいようにという改善を今いろいろ検討していただいております。大変ありがたいことだと思いますし、期待しております。この秋から計画されていたと思いますが、車両が購入されなくなったことで、当然計画の変更があると思いますが、これからの取り組みについて、少し分かりやすく教えていただけますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

10月1日からですね、「のるーと美里」という名前にしておりますけれども、新しい公共交通の実証実験を行うこととしております。この実証実験の在り方としましては、3つの交通事業者様、麻生交通さん、それから第一交通さん、それから楠元タクシーさんと協力をしまして、それぞれの会社のタクシーの車両を使って、基本的にはドア・ツー・ドア、ご自宅から行きたいところまで行けるということですね、そういった仕組みでの実証実験をしようとしているところでご

ざいます。

この予算を一旦、一旦というか、落とすというところとの関係につきましては、当初予定をしておりましたのが、シエンタ、トヨタのシエンタのようなミニバンタイプの車を導入しまして、それで少し規模も大きくということも考えておりましたけれども、国のほうと協議しました結果、既存の交通事業者の車を使って、既存の交通事業者の枠組みでやる場合に、その場合にこういったこの車の購入経費というのは対象になりませんと、補助の対象になりませんというお答えがございました。それと、交通事業者様のほうからもですね、車をあてがわれてもなかなかそれを回す人もいないということでしたので、今、実証実験を行おうとしていますのは、既存のタクシー事業者が既存の車両を使って行うというところでやろうとしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 団塊の世代がだんだんこれから先ですね、免許返納者なんかも増えてきて、こういった美里バス、ちょっと名称が変わりますけども、やはりあの交通の移動手段っていうのが、公共のものが整いますと、高齢者の暮らしも本当暮らしやすいものになりますので、取り組みをどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。ただいま上程中の一般会計補正予算の中の17ページ、款の5農林水産業費、項の農業費、節の10の需用費でございます。農業構造改善関連施設修繕費540万円ですけど、これは先ほど説明は少しありましたが、その内容をお教え願いたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、540万円を補正予算で計上させていただいている理由でございますけれども、当初予算でですね、まず500万円計上させていただいております。急遽ですね、佐俣の湯のほうの駐車場内にあります第2温泉源の水中ポンプのほうが故障いたしまして、大変営業に支障を来しているところというところで、全額をもってですね、応急の修理をさせていただいているところでございます。そのため、今回、540万円計上させていただいたところでございますけれども、内訳としましては、佐俣の湯で510万円、それから、農村婦人の家と突発的な修繕対応という

ことで、そのほか合わせまして540万円を計上させていただいております。

佐俣の湯につきましては、一応6件、代表的なものを挙げさせていただいておりますけれども、まず1点目が大浴場の脱衣所の排煙装置、それから岩風呂の出入口の引き戸、それから大広間の小休憩室の引き戸、それから大浴場の排気ファンの取替え、それからボイラー室の油圧換気扇の取替え、それから給湯消音熱交のポンプの取替えのほうを計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） いろいろ佐俣の湯のほうも長年なりますので、老朽化が大変進んでおります。やっぱり清潔感、外部からの、町外からの来られるお客様が多いので、外壁とか、中の清潔感を出すためには、ぜひとも今後もよろしく気配りして、直すところは直していただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案69号について質問いたします。

ページは18ページなんですけれども、この道路維持費、ここです、町道の維持ということで、一寸榎線の蓋を多分予定されていると思いますけれども、蓋を全部かけられるのかと。あそこを通りますけれども、今、蓋が開いてるんで、だからその蓋をかぶせられるのか。

それとですね、あの辺りには今住宅ができております。排水といいますか、家庭排水は全部あっちのほうに流していくようになってますけれども距離が長いんですよ。今見てみますと、もう泥もたまりますし、その後の保全といいますか、その辺りが大変じゃないかなという思いがしております。

それと、その大きさがあれで大丈夫なのかというのがありますので、そこをちょっとお伺いをしたいと。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の町道一寸榎線の側溝の蓋につきましては、今回、125メートル分の原材料ということで、今回予算の計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 距離的にはですね125メートルで足りるのかどうか分かりません。もっと距離的にあるような感じがするんですけれども、その後、予算が

つけば、その後やっていかれるということでしょうけれども。

やっぱり将来的にあそこに例えばですよ、農振から外れて家が建つようになったときにですね、距離的にもものすごい排水路といいますか、それになるわけです。そうすると、あれも小さいし、将来的にどうするのか。例えば今の八幡道線、あちらのほうが近くなるんで、あっちのほうにつなぐようにするのか、いろいろ私は考えたほうがいいんじゃないかなと思います。というのはですね、地元の人も今まで泥なんか上げてたんだけど、今度なってしまったときにはその補修というのはどうするんだというようなこともありますので、多分ですね、私もいつも見てるんですが、泥が詰まってなかなか流れないような形になるんじゃないかなという思いがしておりますので、その辺りはですね、よく検討されていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃいますように、これから先ですね、様々なことが想定されますので、そういったことも考えながら対応していきたいと思います。

○8番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第69号から議案第75号までの採決は起立により行います。

議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第69号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第70号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第70号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第70号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第71号 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第71号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第72号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第72号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第72号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第73号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第73号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第73号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第74号 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第74号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第74号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第75号 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。補正予算の実施計画明細書4ページですかね、の支出のところで、委託料、その他委託料が71万5,000円ありますが、これ、説明資料を見ますと、山出浄水場配水池の処理業務委託ということですが、詳しくですね、どのような状態でどのような内容になっているのかというのを、説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

山出浄水場の浄水場内にある配水池の中にですね、ろ過した水を排水する施設があるんですけども、その中に泥が堆積してまして、普通であれば排水ポンプでその泥も一緒に排水するんですけども、その排水ポンプの故障により、その泥が堆積してまして、その泥を堆積するために委託をするというような形になっております。

以上です。

すいません、泥を撤去するために委託する予算となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 排水ポンプの故障ということだということですか。修理はできないのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 排水ポンプがある高さまで以上に泥が詰まっているということで、それを取り除かないと修理ができないというようなことになっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 山出の水源というか、取水場は山の中にありまして、非常に脆弱といいますか、不安定な状態にあります。この浄水場の場合もそうなんですけれども、水源のほうがですね、もっとやっぱり心配なところがあります。

修理というか、処理に行くにもですね、この前の災害ですと、もう行くこともできなくなってしまって、断水が長く続いたりいたしますので、それを補完する手段を。以前ですね、夏水をちょっとボーリング調査したということもありますけれども、すぐということではないですけども、将来的には補完するものを考えていかなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第75号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第1 議案第76号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）

○議長（上田 孝君） 追加日程第1、議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

内容説明を求めます。

坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第76号につきましてご説明を申し上げます。追加でお配りしましたシステム内の㊸、議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度美里町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,928万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,768万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

それでは、4ページをお開き願います。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつつま

してご説明させていただきます。

初めに、2の歳入でございます。

まず、1枠目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の3衛生費国庫補助金の節の1衛生費補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金（豪雨災害）5,157万4,000円につきましては、公費解体に伴います被災家屋の石綿含有建材調査に係る国庫補助金でございます。

次に、2枠目の款の15県支出金、項の2県補助金、目の7土木費県補助金の節の1土木費補助金の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金（豪雨災害）6,187万5,000円につきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業測量設計業務に係る県の補助金でございます。

次に、3枠目の款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして、1億2,583万8,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

3の歳出でございます。

1つ目の枠の款の3民生費、項の4災害救助費につきましては、今回の豪雨災害に伴い、8月11日に災害救助法が適用されましたので、各科目において所要の補正を行っております。まず、節の1の報酬から節の8旅費につきましては、会計年度任用職員に伴います経費を増額計上いたしております。また、節の3の職員手当の時間外勤務手当（豪雨災害）200万円につきましては、災害救助事務等に係る職員の時間外勤務手当を計上いたしております。次に、節の14工事請負費の被災住宅応急工事（豪雨災害）1,621万9,000円につきましては、準半壊以上の被災住宅の応急修理を行うものでございます。

次の枠をお願いします。

款の4衛生費、項の2清掃費、目の1塵芥処理費の節12委託料の被災家屋石綿含有建材調査委託料（豪雨災害）336万6,000円につきましては、公費解体に伴う家屋のアスベスト調査に係る委託料でございます。次の節の14工事請負費の被災家屋解体撤去工事（豪雨災害）9,978万3,000円につきましては、被災家屋の公費解体に係る工事請負費でございます。

次に、3枠目の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費の節の12委託料の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業調査測量設計業務委託料1億1,600万円につきましては、緊急的な崖崩れ防止対策工事に係る測量設計業務を委託するものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第76号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（上田 孝君） ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 報告第4号 有限会社石段の郷中央の経営状況報告についての報告

○議長（上田 孝君） 日程第16、報告第4号、有限会社石段の郷中央の経営状況報告についての報告を求めます。

西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） それでは、報告第4号について説明いたします。

⑳の報告第4号をお開きください。

報告第4号、有限会社石段の郷中央の経営状況報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社石段の郷中央の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

内容についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和6年度決算に関する書類といたしまして、今回提出しております書類の一覧でございます。

次のページをお願いいたします。右下にページ番号を記載しております。有限会社石段の郷中央の監査結果報告書でございます。

本年3月末をもって第27期の決算が終わりまして、5月28日に監査が実施されたところでございます。

2ページ目をお願いいたします。貸借対照表でございます。

まず資産の部より説明いたします。

ローマ数字1の流動資産は1,522万7,175円で、前期に比べまして、1,035万2,721円の減となっております。内訳としましては、現金及び預金が1,066万404円の減となったことによるものでございます。

その下、ローマ数字2の固定資産につきましては、1,726万9,333円で、前期と比べまして、109万8,637円の減となっております。内訳としましては、ここ数年、減価償却費の計上を見送ってまいりましたが、あまり先送りしてまいりますと経営内容の実態とかけ離れてしまうことから、工具、器具、備品を減価償却したところにより減となったものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

上の枠が負債の部でございますが、ローマ数字1の流動負債につきましては、2,354万1,825円で、前期と比べまして398万2,070円の減となっておりますが、この主な要因といたしましては、未払い金169万536円の減及び未払い消費税等の149万7,100円の減となったことが主な要因となっているところでございます。

その下の段、ローマ数字2の固定負債につきましては、第23期に、令和2年度でございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、売上高の減少に伴い資金繰りの懸念から、金融機関より2,000万円を借り入れた分の返済が令和3年度より開始となりまして、今年度500万4,000円を返済したための減となっております。

その下の枠が純資産の部でございます。資本金や別途積立金に変わりはありませんが、ローマ数字1の株主資本が675万円9017円と、前期と比べまして246万5,288円の減となっております。これは3の(2)の繰越利益剰余金について、前期のマイナス4,127万5,695円に、次の4ページの損益計算書をお開きいただきまして、その一番下の行、当期純損失246万5,288円を加えた額が、再度3ページに戻っていただきまして、マイナス4,374万983円とな

ったことによりまして、利益剰余金がマイナス246万5,288円に増加したことによるものでございます。

純資産の部合計は675万9,017円で、構成比は19.6%となっております。

第27期は2ページ目の一番下の行の資産の部合計及び3ページ目の一番下の行の負債・純資産の部合計ともに3,445万4,842円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

ローマ数字1の売上高につきましては、1億6,341万4,722円となり、前期より268万8,818円の減、前年度比1.6%の減となっております。売上高の減少理由につきましては、人員不足により営業時間の短縮を余儀なくされ、レストランの売上高が前期と比べまして222万6,228円の減となったことが主な要因となっております。

ローマ数字2の売上原価につきましては、2,143万1,555円となり、前期より91万6,369円の減となっております。内訳としましては、フロントの仕入れ高が118万9,395円の減となったことが主な要因となっております。売上高から売上原価を引いた売上総利益は、売上高が減少したことによりまして、1億4,198万3,167円となり、前期より177万2,449円の減、前年度比1.2%の減となっております。

その下、ローマ数字3の販売費及び一般管理費の合計は、1億4,708万2,476円となっておりますが、その内訳は次の5ページをご覧ください。販売費及び一般管理費の合計は前期より304万7,545円減少しており、主な要因といたしましては、前社長の退任によりまして、役員報酬費で420万円減少いたしました。雑給の最低賃金引上げに伴う人件費が前期より352万4,663円の増や電気料金の高騰により水道光熱費が前期より256万6,208円の増、及び、リネンサプライ経費については自社での洗濯等によるコスト削減により、備品、消耗品費につきましては前期より210万9,922円の減となったことによるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、再度4ページのローマ数字3をご覧ください。

売上総利益からローマ数字3の販売費及び一般管理費を差し引いたものが営業利益となりますが、今期はマイナス509万9,309円となっており、損失であるため、営業損失として計上しております。損失額につきましては、前期より127万5,096円減少しております。この営業損失からローマ数字4の営業外収益307万9,426円を差し引き、ローマ数字5の営業外費用25万5,882円を加えたものが、中ほどにある経常利益となりますが、前期よりマイナスとなっておりますので、経常損失227万5,765円として計上しております。

次に、下から3行目の税引き前当期純損失から、下から2行目の法人税及び住民税18万9,523円を加えたものが一番下の当期純損失となりまして、当期は246万5,288円の赤字となっております。

今期27期につきましては、健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、懸命な経営努力を続けておりますが、近隣の温泉施設のリニューアルオープンの影響もあり、入館者数も前期より約6,400人減少した状況でございます。加えまして、人件費の時給アップや水道光熱費の上昇に歯止めがかからず、最終的には約マイナス246万円となり、第27期につきましても赤字となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

開業しました。平成10年度からの入館者数の推移を記載しております。令和6年度の入館者数は17万1,026人で前年度より6,441人の減となっております。

以上で、報告第4号、有限会社石段の郷中央の経営状況報告についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第4号、有限会社石段の郷中央の経営状況報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第17 報告第5号 株式会社美里まちづくり公社の経営状況の報告について

○議長（上田 孝君） 追加日程第17、報告第5号、株式会社美里まちづくり公社の経営状況の報告についての報告を求めます。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 報告第5号でございます。システム内資料⑳をお開きください。

報告第5号、株式会社美里まちづくり公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の3第2項の規定に基づき、株式会社美里まちづくり公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和7年9月8日提出 美里町長 上田泰弘

資料2ページをお開きください。監査結果報告書でございます。

令和7年5月28日付で、高田監査役、大西監査役のお二人から監査をいただき、何ら相違ないことを確認しましたとの報告をいただいております。

資料1ページをお開きください。損益計算書でございます。

右端の欄をご覧ください。売上高は1,962万1,507円で、石橋サブレなど物販が好調であったことと、行政や他団体からの委託事業も増えており、昨年比6

8%増となっております。

一方、1つ下の行で、販売費及び一般管理費が1,755万8,351円となっております。この要因は、地域おこし協力隊2名の人件費や、ふるさと納税のPRを強化したことなどが要因でございます。

[「3ページですか」と呼ぶ者あり]

○美しい里創生課長（澤山 誠君） そうです。すみません。

2つ下の行の448万3,192円に町からの補助金の400万円が含まれております。当期純利益は55万1,908円でございます。

資料1ページをお開きください。

失礼しました。資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。販売費及び一般管理費内訳書でございます。

昨年度と比較して大きく増加しておりますのが、上から3行目の協力隊経費520万432円、6行目の業務委託費281万6,000円でございます。増加要因は先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、資料5ページをご覧ください。株主資本等変動計算書でございます。

資本金につきまして、1,000万円に変更ございません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第5号、株式会社美里まちづくり公社の経営状況の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。㊸のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19及び日程第20を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第19及び日程第20を一括して議題といたします。

お諮りします。㊸の資料の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましても、提案させていただきました全ての議案においてご承認をいただき誠にありがとうございます。

一般質問等でもございましたが、今回、美里町、8月10日から11日の豪雨で非常に大きな被害を受けたところです。昨日、被災者生活再建支援制度、支援法に基づく制度が美里町も適用されたというような報道がなされました。これからいろいろとひょっとしたらほかの制度あたりにも合致するような場面が出てくるかもしれません。とは逆に、何でこれができないんだというようなことも出てくるかもしれません。そのときは、また皆さんと相談させていただきながら、一緒になってですね、国あるいは県にも要望させていただければと思っているところでございます。いずれにしましても、報告もさせていただきましたが、非常に甚大な被害となっています。恐らく相当な予算、それから長い期間がかかるということが予想されます

が、一日も早く住民の皆さんが安心して生活できるように、元の生活ができるようにですね、頑張っていきたいと思いますので、引き続き皆様からのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

まだまだ9月に入りましたが、暑い日が続きますので、どうかお体には十分ご自愛をいただきまして、ご活躍いただきますようにご祈念申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和7年第3回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員